

令和7年度  
自己点検評価書

令和8(2026)年3月

帝京科学大学

## 目次

はじめに	1
I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	2
II. 沿革	8
III. 【1】 評価機構が定める基準に基づく自己評価	14
基準 1. 使命・目的	14
基準 5. 教員・職員	19
基準 6. 経営・管理と財務	27
III. 【2】 中期目標・計画（2022年～2026年）の実施状況点検	37
III. 【3】 エビデンス集の更新（公表は学内版のみ）	43
・法令等の遵守状況一覧	44
・エビデンス集（基礎資料編）一覧	62
・エビデンス集（資料編）一覧	63

## はじめに

本学は、社会経済の変化やグローバル化、少子高齢化、18歳人口の減少など、大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、2022年度～2026年度を対象とした中期目標・計画を策定し、これに基づいて内部質保証の方針を定め、教育研究の一層の充実に取り組んでいます。

本学は建学の精神・基本理念及び使命・目的に基づき、教育・研究の充実と学生の成長を支えるために、自らの責任において大学の質を継続的に保証する体制を整備してきました。教育・研究が適切な水準にあることを説明し、常に質の向上を図ることを目的として内部質保証に関する方針を策定し、この方針に従い、自己点検・評価体制を構築し、改革につながる自律的な仕組みとして運用しています。

本年度の自己点検・評価では、全学的な体制のもと、以下の3点を中心に実施しました。

### 【1】 新認証評価基準（令和7年度から実施）に基づく評価

「基準1. 使命・目的」、「基準5. 教員・職員」、「基準6. 経営・管理と財務」について、自己点検・評価シートを基に自己点検・評価を実施。

### 【2】 中期目標・計画の点検

教職員の共通理解のもと、実効性を伴って計画を推進するために、単年度計画を作成し、その進捗と成果を評価。

### 【3】 日本高等教育評価機構の様式に基づく学内データの収集

機構の定める様式に準拠し、学内データを収集（公表は学内版のみ）。

これらの点検・評価の結果を本書として取りまとめました。本学は、この結果を活用し、改革・改善をさらに進めることで、今後も社会からより一層信頼される大学を目指して努めてまいります。

令和8（2026）年3月  
帝京科学大学  
自己点検・評価委員会委員長

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

帝京科学大学（以下、「本学」）は平成 21(2009)年、「建学の精神」及び「大学の基本理念」を次のように定めた。

#### 【建学の精神】

人類の将来を正しく見据え、生命の尊厳を深く学び、自然と人間の共生に貢献できる人材を育成し、持続可能な社会の発展に寄与する。

#### 【大学の基本理念】

- 1 自然に対する深い洞察力と学術に対する豊かな識見を養い、高度な専門的知識と実践的な問題解決能力を備えた人材を育成する。
- 2 人類の幸福のために、学術を適切に運用する倫理的判断力を涵養し、知情意の均整のとれた健全な人格を養成する。
- 3 深く専門の学術を研究し、その成果を地域社会に還元するとともに広く世界に発信し、人類の発展に寄与する。

### 2. 使命・目的

#### 【帝京科学大学学則】

##### 第1章 目的

###### (目的)

第1条 本学は教育基本法に基づき、広く知識を授け人格の陶冶を図り、知的及び応用的能力を展開させると共に、深く専門の学術を教授・研究し、国際的視野に立って、日本国の発展に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

#### 【帝京科学大学大学院学則】

##### 第1章 総則

###### (目的)

第1条 帝京科学大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、高度な教育研究を通じて深く専門の学術を探究し、広く人類の福祉に貢献することを目的とする。

#### 【各学部・学科並びに大学院研究科及び各専攻の目的】

##### 生命環境学部の目的

生命環境学部は、生命・環境・情報・医療の分野で専門的な知識と技術を教授し、知・情・意の均整のとれた教育を通して人格の陶冶を図り、実践的及び応用的能力を育成するとともに、深く専門の学術を研究し、国際的視野に立って、我が国の発展に貢献できる高度な専門知識と実践的な問題解決能力を備えた人材を養成することを目的とする。

#### 各学科の目的

##### (1) 生命科学科

生命科学科は、学術の基礎的知識を教授するとともに、生命科学、健康科学及び医療工学に関わる高度な専門的知識と実践的な技術を教授する。更に知・情・意の均整のとれた教育を通して、知識力と応用力を十分に有し、人間性に富んだ人格を育む。これらを通して、幅広い知識と技術に裏付けられた生命科学及び健康科学の技術者・研究者並びに医療工学分野の知識と実践的技術を身につけた医療技術者を養成する。

##### (2) 自然環境学科

自然環境学科は、持続可能な発展を目指した社会の構築に貢献できる実践的で高い倫理観を持った技術者及び研究者の育成を目的として、自然環境科学に関連した専門知識を習得させるとともに倫理観と社会的責務を認識させる教育を行う。更に野外実習や野外研修などの実地体験を通して実践的な知識と技術を習得させる。

##### (3) アニマルサイエンス学科

アニマルサイエンス学科は、コンパニオンアニマルと野生動物に関する諸問題を解決し、人間と動物とのより良き共生を実現するために、基本的な動物科学及び動物の福祉・健康・生態・保全等に関する教育・研究を行う。また、人間の福祉・心理・社会・教育等に関する教育・研究を行う。これらを通して、豊かな人間生活を創出できる社会に貢献する実践力のある人材を育成する。

#### 医療科学部の目的

医療科学部は、理学療法学、作業療法学、柔道整復学、看護学及び医療福祉学において幅広い一般教養教育と高度な専門教育を通して最新の知識・技術を提供し、これらを高い専門性をもった研究の成果を踏まえた教育方法で施す。これらによって、学生の創造的能力を促進させ、専門家としての高度に知的、道徳的、応用的な業務能力を習得させる。

#### 各学科の目的

##### (1) 理学療法学科

理学療法学科は、知識と技術を駆使して一人ひとりの残存している心身の機能を最大限まで引き出し、障害の軽減を図ることはもとより、障害を遺残しつつも充実した生活を送れるよう援助する情熱のある高度なスペシャリストとしての理学療法士の養成を目的とする。高齢社会の到来、対象者のニーズの多様化、医療保険制度の変化に即応できる幅広い知識と技術を有し、加えて常に自らの能力を点検・評価し、生涯学び続ける姿勢を身に付けた人材を育成する。

##### (2) 作業療法学科

作業療法学科は、知識と技術を駆使して一人ひとりの残存している心身の機能を最大限まで引き出し、障害の軽減を図り、障害を遺残しつつも充実し

た生活が送れるよう援助する情熱のある高度なスペシャリストとしての作業療法士の養成を目的とする。作業分析に基づき、日常生活活動を含む各種作業遂行の援助を行い、加えて義肢、装具、車椅子を使用する人に対しては、実際の生活の場で使用方法の助言を行い、社会復帰を促すなど、障害をもつ人の生命、生活、人生の質の向上を支援できる人材を育成する。

(3) 柔道整復学科

柔道整復学科は、柔道整復学の知識と技術を駆使し、徒手により骨折や脱臼をはじめとする打撲・捻挫の治療を行い、様々な治療現場で通用する情熱のある高度なスペシャリストとしての柔道整復師の養成を目的とする。施術所での機能訓練に加え、在宅医療、訪問リハビリテーション等の知識及び技術を体系的に修得し、病める人の心を理解できる豊かな人間性とチームアプローチにおける協調性を備え、絶え間なく進歩する医療技術に常に関心を示す探究心を備えた柔道整復師を育成する。

(4) 東京理学療法学科

東京理学療法学科は、理学療法学の知識と技術を駆使し、患者の残存している心身の機能を最大限まで引き出し、多様な要望に即応できる質の高い理学療法士を養成することを目的とする。これらの目的を達成するために、理学療法士として常に自らを点検・評価できる能力の育成、生涯学び続ける姿勢を身につけるための教育、科学的思考力を育成するための研究、高度な徒手の技術の教授を通して、社会に貢献できる人材を育成する。

(5) 東京柔道整復学科

東京柔道整復学科は、柔道整復学の知識及び技術を体系的に習得し、痛みを訴える患者の心を理解しえる豊かな人間性を備え、チームアプローチによる協調性を備え、絶え間なく進歩する医療技術に常に関心を示す探求心を備えた柔道整復師を育成することを目的とする。施術所での臨床実習、専門的な研究や実践教育により開発された成果に裏付けられた科学的理論と伝承的医療技術を総合的に理解し、外傷施術を科学する独創的能力を身につけた柔道整復師を育成する。

(6) 看護学科

看護学科は、生命と個人の尊厳を深く学び、高い倫理観を持ち、国際的視野に立った幅広い教養と人間性が豊かで、科学的思考に基づいた専門知識と技術を身につけ、看護学の発展や地域社会の人々の健康に貢献できる看護専門職を育成する。

(7) 医療福祉学科

医療福祉学科は、いのちと個人の尊厳を深く学び、高い倫理観を持ち、国際的視野に立った幅広い教養と人間性が豊かで、科学的思考に基づいた知識と技術を身につけ、社会福祉の発展や地域社会の人びとの福祉に貢献できる社会福祉専門職を育成する。

同時に、既に本学で専門的教育を行っているところの介護予防、レクリエーション、セラピー、ターミナルケア等についても専門的知識を学び、医療

との連携・協働をはかりながら社会福祉実践ができ、地域包括ケアシステムの推進の中心的役割を担うことのできる人材を育成する。

#### 教育人間科学部の目的

教育人間科学部は、次世代を担う幼児・児童・生徒の健全な生きる力と感受性を育み、豊かな人間社会の形成に寄与する教育的指導者を養成する。この目的を達成するため、高度な専門的知識と実践的スキルを教授するとともに、人間の発達過程と生活環境に照らして、豊かな人間社会の形成の条件を科学的に解明し、これを実現する実践的手法を研究開発する。

#### 各学科の目的

##### (1) こども学科

こども学科は、幼児および児童期の子どもを対象として、命の温もり、自然の美しさ、不思議さなどを伝え、豊かな子ども文化の創造に貢献するため、知・情・意の均整のとれた健全な人格を備えた教育的指導者の養成を目的とする。

##### (2) 幼児保育学科

幼児保育学科は、生命の尊厳と科学に対する深い知見を教授し、知・情・意の均整の取れた健全な価値観を身に付け、新生児期、乳児期、幼児期における子ども達にいのちの温もりと自然の豊かさ・美しさを伝えることのできる教育的指導者を育成すること、さらに子どもを取り巻く生活環境のなかで身近な「動植物」と「科学技術」を用いて、子どもの知性と感性を育む新たな教育手法を研究開発することを目的とする。

##### (3) 学校教育学科

学校教育学科は、建学の精神のもと、未来社会を担う子どもの教育に貢献するために、「科学的な創造力と子どもを慈しむ温かい心を持つ教師」、「豊かな感性を持ち、確かな実践的指導力のある教師」の養成とそのための効果的な教育手法の研究及び開発を目指す。また、小学校教諭一種免許状だけでなく、中・高等学校教諭一種免許状（理科）、中・高等学校教諭一種免許状（保健体育科）、中・高等学校教諭一種免許状（英語）の取得を可能とすることにより、理科教育や保健体育科教育、英語教育に関する高度な専門知識はもちろんのこと、豊かな人間性やコミュニケーション能力、広い視野を持った教員を養成する。

帝京科学大学大学院

研究科の目的

本学は「人類の将来を正しく見据え、生命の尊厳を深く学び、自然と人間の共生に貢献できる人材を育成し、持続可能な社会の発展に寄与する。」を建学の精神としている。この精神に基づき、各専攻分野の専門知識と技能を幅広く身に付け、広い視野と高い倫理観を持ち、諸問題に対し主体的かつ他者と協調して取り組むことができる、研究者又は高度な専門業務に従事できる人材を育成する。

理工学研究科修士課程各専攻の目的

(1) バイオサイエンス専攻

学部教育で修得した科学的思考力と実験技術の基礎の上に、生命科学に関する専門知識と調査・研究手法を身に付け、広い視野から生命科学の諸問題に対し主体的かつ他者と協調して取り組むことができる、研究者又は高度な専門業務に従事できる人材を育成する。

(2) 環境マテリアル専攻

学部教育で修得した科学的思考力と実験技術の基礎の上に、環境科学に関する専門知識と調査・研究手法を身に付け、広い視野から環境問題に対し主体的かつ他者と協調して取り組むことができる、研究者又は高度な専門業務に従事できる人材を育成する。

(3) アニマルサイエンス専攻

学部教育で修得した科学的思考力と研究方法の基礎の上に、より高度な科学的な専門知識と調査・研究手法を身に付け、広い視野からヒトを含む動物の生態、行動、心理、健康、看護、福祉などのヒトと動物の関係及びヒトを含む動物についての科学研究に主体的に取り組み、動物を含めた他者と協調してより良い共生の創造に寄与する高い倫理観と豊かな感性を備えた人材を育成する。

理工学研究科博士課程専攻の目的

(1) 先端科学技術専攻

3つの領域（バイオサイエンス領域・アニマルサイエンス領域・環境マテリアル領域）を設け、各領域の高度な研究能力を身に付け、広い視野と高い倫理観を持ち、諸問題に対して自立して研究に取り組むことができる人材を育成する。

医療科学研究科修士課程各専攻の目的

(1) 総合リハビリテーション学専攻

学部における教育を基盤とし、さらに高度で科学的な専門的知識と実践能力を身につけ、リハビリテーションの各領域において、広い視野と高い倫理

観を持つとともに、複雑化・高度化している医療および社会環境の中で、多様化するニーズに対応できる高度な専門性を兼ね備えた高度専門職業人を育成する。

(2) 柔道整復学健康ケア専攻

学部における教育を基盤とし、広範囲な実践的教育を通して、「外傷の予防・改善、運動による健康ケアの増進」の推進に寄与するために、幅広い領域（柔道整復学に加えて、医学、医療、健康科学、運動科学等）の高度な専門的知識や能力・技術を併せ持ち、さらに、広い視野による「健康づくり」を実践しうる総合力を兼ね備えた高度専門職業人を育成する。

(3) 看護学専攻

学部における教育を基盤とし、学修・研究をとおして、当事者の「QOLの向上」に貢献し、地域の医療の質向上に寄与するために、「療養生活を支える」実践能力や「地域生活を支える」実践能力を身に付け、さらに、複雑化・高度化している医療・社会環境の中で、多様化するニーズに対応できる高度な専門性を兼ね備えた高度専門職業人を育成する。

医療科学研究科博士課程専攻の目的

(1) 医療科学専攻

広範囲で実践的な教育・研究を通して、科学的思考と研究手法を修得するとともに、総合リハビリテーション学の各領域に関する高い見識を持ち、諸問題に対して自立して研究に取り組むことのできる高度専門職、研究者ならびに教育者を育成する。

**3. 帝京科学大学の個性と特色**

現代の本質的問題と人類の直面する課題の解決に向けた理念に定位する本学の個性は、「いのちをまなぶキャンパス」として学内外に周知されてきた。本学の学部・研究科はいずれも生命を尊び、その意味とメカニズムを深く理解することを出発点として社会への貢献を目的とすることを特徴としている。

## II. 沿革

### 1. 本学の沿革

平成元年 12 月	西東京科学大学 設置認可
平成 2 年 4 月	西東京科学大学 開設 理工学部 電子・情報科学科、バイオサイエンス学科、物質工学科、経営工学科
平成 3 年 4 月	実験研究棟完成
平成 6 年 3 月	西東京科学大学大学院 設置認可 大学院棟完成
平成 6 年 4 月	西東京科学大学大学院 理工学研究科 修士課程 開設 理工学研究科 修士課程 バイオサイエンス専攻、マテリアルズ専攻、経営情報システム専攻
平成 7 年 12 月	西東京科学大学大学院 理工学研究科 博士後期課程 設置認可
平成 8 年 4 月	西東京科学大学を帝京科学大学に大学名称変更 帝京科学大学大学院 理工学研究科 博士後期課程 開設 理工学研究科 博士後期課程 先端科学技術専攻
平成 9 年 4 月	理工学部 経営工学科をマネジメントシステム学科に学科名称変更
平成 10 年 4 月	理工学部 物質工学科を環境マテリアル学科に学科名称変更
平成 11 年 12 月	バイオテクノロジー研究センター建物完成
平成 12 年 4 月	理工学部 電子・情報科学科をメディアサイエンス学科に学科名称変更
平成 12 年 5 月	未来材料研究センター建物完成
平成 13 年 5 月	理工学部 アニマルサイエンス学科 設置認可
平成 13 年 12 月	コンパニオンアニマルセンター建物完成
平成 14 年 4 月	理工学部 アニマルサイエンス学科 開設 理工学部 マネジメントシステム学科 募集停止
平成 15 年 1 月	ISO14001 認証取得
平成 15 年 4 月	理工学研究科 修士課程 マテリアルズ専攻を環境マテリアル専攻に専攻名称変更
平成 17 年 4 月	理工学部 メディアサイエンス学科をメディア情報システム学科に、環境マテリアル学科を環境科学科に学科名称変更 理工学部 マネジメントシステム学科 廃止 理工学研究科 経営情報システム専攻をメディア情報システム専攻に専攻名称変更 理工学研究科 アニマルサイエンス専攻 開設
平成 18 年 11 月	医療科学部 リハビリテーション学科 設置認可
平成 19 年 3 月	(財)日本高等教育評価機構から「大学機関別認証評価」認定取得
平成 19 年 4 月	理工学部を生命環境学部学部名称変更 医療科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 開設
平成 19 年 5 月	医療科学部棟建物完成

帝京科学大学

平成 19 年 12 月	こども学部 こども学科 設置認可
平成 20 年 1 月	IS014001 終了
平成 20 年 4 月	環境マネジメントシステムを構築し運用開始 生命環境学部 生命科学科 開設 生命環境学部 メディア情報システム学科及びバイオサイエンス学科 募集停止 医療科学部 作業療法学科 開設 医療科学部 リハビリテーション学科理学療法学専攻を理学療法学科 に学科名称変更 こども学部 こども学科 開設
平成 21 年 4 月	医療科学部 柔道整復学科 開設
平成 22 年 1 月	千住キャンパス本館、2 号館建物完成
平成 22 年 4 月	大学を 3 キャンパス体制とした（千住キャンパス、上野原キャンパス、 山梨市キャンパス） 生命環境学部 環境科学科を自然環境学科に学科名称変更 医療科学部 東京理学療法学科及び東京柔道整復学科 開設 こども学部 児童教育学科 開設 総合教育センター 開設
平成 22 年 8 月	千住キャンパス 3 号館建物完成 千住キャンパス 4 号館（クラブハウス）建物完成 千住キャンパスグラウンド建物完成
平成 22 年 10 月	千住キャンパス 5 号館（さくら寮）建物完成（現在のさくら寮は 6 号館）
平成 24 年 4 月	医療科学部 看護学科 開設
平成 26 年 3 月	(財)日本高等教育評価機構から「大学機関別認証評価」認定取得
平成 26 年 4 月	教職センター 開設
平成 27 年 3 月	千住キャンパス 6 号館及び 7 号館建物完成
平成 27 年 4 月	メディア情報システム学科及びバイオサイエンス学科 廃止
平成 27 年 11 月	医療科学部 医療福祉学科 設置認可
平成 28 年 4 月	こども学部学校教育学科及び幼児保育学科 開設 こども学部 児童教育学科 募集停止 医療科学部 医療福祉学科 開設
平成 29 年 4 月	こども学部から教育人間科学部に学部名称変更
平成 29 年 8 月	医療科学研究科 修士課程 総合リハビリテーション学専攻 設置認 可
平成 30 年 4 月	医療科学研究科 修士課程 総合リハビリテーション学専攻 開設 上野原キャンパスから東京西キャンパスにキャンパス名称変更
平成 30 年 8 月	医学教育センター 開設
平成 31 年 4 月	千住キャンパス 8 号館建物完成 柔道整復学科の東京西キャンパスへの完全移転にともない、山梨市キャ

帝京科学大学

令和元年 12 月	ンパスの利用を停止
令和 2 年 3 月	理工学研究科メディア情報システム専攻 募集停止 帝京科学大学千住桜木保育園 設置認可
令和 2 年 4 月	理工学研究科 メディア情報システム専攻 廃止 医療科学研究科 修士課程 看護学専攻、柔道整復学健康ケア専攻 開設 医療科学研究科 博士課程 総合リハビリテーション学専攻設置 開設
令和 6 年 4 月	帝京科学大学千住桜木保育園 開設 医療科学研究科 博士課程 総合リハビリテーション学専攻を医療科学専攻に名称変更

2. 本学の現況

・大学名

帝京科学大学

・所在地

①<千住キャンパス>

東京都足立区千住桜木 2 丁目 2 番 1 号

②<東京西キャンパス>

山梨県上野原市八ツ沢 2525

・学部構成

<学部>

学部	学科	備考
生命環境学部	生命科学科	生命コース：東京西キャンパス 生命・健康コース：千住キャンパス 臨床工学コース：千住キャンパス
	自然環境学科	東京西キャンパス・千住キャンパスの 選択可能
	アニマルサイエンス学科	アニマルサイエンスコース：東京西キャンパス アニマルセラピーコース：東京西キャンパス 野生動物コース：東京西キャンパス 動物看護福祉コース：千住キャンパス

帝京科学大学

医療科学部	理学療法学科	東京西キャンパス
	作業療法学科	東京西キャンパス
	柔道整復学科	東京西キャンパス
	東京理学療法学科	千住キャンパス
	東京柔道整復学科	千住キャンパス
	看護学科	千住キャンパス
	医療福祉学科	千住キャンパス
教育人間科学部	こども学科	東京西キャンパス
	学校教育学科	千住キャンパス
	幼児保育学科	千住キャンパス

<大学院>

研究科	専攻	備考
理工学研究科 修士課程	バイオサイエンス専攻	
	環境マテリアル専攻	
	アニマルサイエンス専攻	
理工学研究科 博士課程	先端科学技術専攻	
医療科学研究科 修士課程	総合リハビリテーション学専攻	
	看護学専攻	
	柔道整復学健康ケア専攻	
医療科学研究科 博士課程	医療科学専攻	

・学生数、教員数、職員数（令和7年5月1日現在）

<学生数（学部）>

学部	学科	入学 定員	収容 定員	在籍学生数				
				1年	2年	3年	4年	合計
生命環境学部	生命科学科	100	420	107	90	90	94	381
	自然環境学科	100	410	124	91	76	88	379
	アニマルサイエンス学科	290	1,170	353	324	344	327	1,348
小計		490	2,000	584	505	510	509	2,108
医療科学部	理学療法学科	80	320	55	64	45	83	247
	作業療法学科	40	160	16	15	9	20	60
	柔道整復学科	30	120	38	34	12	24	108
	東京理学療法学科	80	320	95	89	86	87	357
	東京柔道整復学科	90	360	116	89	65	96	366
	看護学科	80	320	86	90	87	87	350
	医療福祉学科	50	220	40	33	54	56	183

帝京科学大学

小計		450	1,820	446	414	358	453	1,671
教育人間科学部	こども学科	50	210	18	19	17	23	77
	幼児保育学科	100	400	52	50	72	80	254
	学校教育学科	130	520	164	132	150	122	568
小計		280	1,130	234	201	239	225	899
合計		1,220	4,950	1,264	1,120	1,107	1,187	4,678

< 学生数 (大学院) >

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数				
				1年	2年	3年	4年	合計
理工学研究科 修士課程	バイオサイエンス専攻	15	30	5	6	-	-	11
	環境マテリアル専攻	15	30	0	0	-	-	0
	アニマルサイエンス専攻	15	30	4	5	-	-	9
理工学研究科 博士課程	先端科学技術専攻	8	24	1	1	3	-	5
医療科学研究科 修士課程	総合リハビリテーション学専攻	3	6	5	2	-	-	7
	看護学専攻	3	6	0	1	-	-	1
	柔道整復学健康ケア専攻	3	6	2	2	-	-	4
医療科学研究科 博士課程	医療科学専攻	2	6	2	3	3	-	8
計		64	138	19	20	6	-	45

< 教員数 (学部) >

学部	学科	専任教員等					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
生命環境学部	生命科学科	7	7	0	0	14	0
	自然環境学科	8	5	1	0	14	2
	アニマルサイエンス学科	11	6	7	3	27	2
小計		26	18	8	3	55	4
医療科学部	理学療法学科	4	4	7	1	16	0
	作業療法学科	4	4	2	0	10	0
	柔道整復学科	4	1	5	3	13	0
	東京理学療法学科	4	6	3	1	14	0
	東京柔道整復学科	5	4	3	5	17	0
	看護学科	11	5	14	1	31	0
	医療福祉学科	6	3	5	1	15	0
小計		38	27	39	12	116	0
教育人間科学部	こども学科	3	4	1	2	10	0

帝京科学大学

	幼児保育学科	6	2	2	5	15	0
	学校教育学科	11	5	4	0	20	0
	小計	20	11	7	7	45	0
	合計	84	56	54	22	216	4

< 教員数 (大学院) >

研究科	専攻	専任教員等					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
理工学研究科 修士課程	バイオサイエンス専攻	7	3	0	0	10	0
	環境マテリアル専攻	5	1	0	0	6	0
	アニマルサイエンス専攻	8	5	0	0	13	0
理工学研究科 博士課程	先端科学技術専攻	10	3	0	0	13	0
医療科学研究科 修士課程	総合リハビリテーション学専攻	6	0	0	0	6	0
	看護学専攻	9	1	0	0	10	0
	柔道整復学健康ケア専攻	8	0	0	0	8	0
医療科学研究科 博士課程	医療科学専攻	9	0	0	0	9	0
	計	62	13	0	0	75	0

< 教員数 (その他の組織) >

名称	専任教員等					助手
	教授	准教授	講師	助教	計	
総合教育センター	5	4	4	1	14	1
医学教育センター	2	1	0	0	3	0
教職センター	0	1	0	2	3	0
計	7	6	4	3	20	1

< 職員数 >

正職員	108 人
パート(派遣含む)	55 人
合計	163 人

### Ⅲ. 【1】 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ① 学内外への周知
- ② 中期的な計画への反映
- ③ 三つのポリシーへの反映
- ④ 教育研究組織の構成と整合性
- ⑤ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 学内外への周知

本学の「使命・目的」及び「教育研究上の目的」については、大学ホームページをはじめとする各種媒体を通じて、学生、教職員、役員並びに学外関係者に対し広く周知を行っている。

学内においては、新入生に対して「初年次テキスト・帝京科学大学で学ぶ学修ガイドブック」に掲載するとともに、令和 8 年度より初年次教育等を通じてその趣旨や内容の理解を促すようシラバスへの記載の準備を進めている。

また、新任の教職員に対しては、着任時のガイダンス等において使命・目的及び教育研究上の目的について説明を行い、共通理解の形成を図っている。

さらに、大学学則及び大学院学則の第 1 条に使命・目的及び教育研究上の目的を明記するとともに、各学部・学科及び研究科・専攻ごとの目的についても規則を別に定め、教育研究活動の基本方針として体系的に位置付けている。

これらの取組により、学内外の関係者に対し、本学の使命・目的及び教育研究上の目的が適切に共有されていると評価している。

【資料 1-1-1】 【資料 1-1-a】 【資料 1-1-b】 【資料 1-1-c】 【資料 1-1-d】

##### 1-1-② 中期的な計画への反映

令和 4(2022)年 3 月、自己点検・評価委員会において「帝京科学大学中期目標・計画 (2022 年度～2026 年度)」を策定し令和 6(2024)年 1 月に改定を行った。

本中期目標・計画は建学の精神、大学の基本理念、使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえて策定されたものであり、これらを大学運営及び教育研究活動の中で具体的に実現するための基本方針として位置付けている。

本計画では、「Ⅰ教育」「Ⅱ学修支援・学生支援」「Ⅲ広報・入試・学生募集」「Ⅳ教育研究組織・研究」「Ⅴ地域連携・グローバル化」「Ⅵ大学運営」「Ⅶ設置校」の 7 項目を柱として目標及び計画を体系的に整理し、各分野における取組を中期的視点で明確化している。これにより、本学の使命・目的及び教育研究上の目的が中期的な計画の中に具体的かつ一貫して反映されている。

また、各部門及び各種委員会の活動には、これらが反映されており、部局長会の下に設置された中期目標・計画ワーキンググループにおいて、毎年半期ごとに進捗状況の確認を行っている。

さらに、その結果を基に自己点検・評価委員会にて年度評価を実施し、教授会・部局長会・理事会及び評議員会に報告することにより、計画の実行状況を組織的に検証・共有している。

加えて、私立学校法の改正に伴い、学校法人として事業に関する中期的な計画の策定が義務付けられたことを受け、学校法人帝京科学大学においても、設置校全体を対象に教育方針を中心とした中期目標・計画を策定している。

これにより、大学の使命・目的と法人としての中期的方針との整合性を確保し、教学及び法人運営の両面から中期目標・計画を踏まえた大学運営を行っている。

【資料 1-1-e】【資料 1-1-f】

### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学では「建学の精神」と「大学の基本理念」を基盤として、学部・学科ならびに研究科ごとに使命・目的及び教育研究上の目的を定めている。

これらに基づき、三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を策定・公表し、大学全体及び各組織の教育方針を明確化している。

三つのポリシーは、教育の入口から教育課程の編成・実施、修了時に求められる能力・資質に至るまで一貫した体系となるように構成されており、本学の使命・目的及び教育研究上の目的が、各ポリシーの内容に具体的に反映されている。

これにより、教育課程の体系性・整合性を確保するとともに、教育の質の保証を図っている。

さらに令和 6(2024)年度からは、部局長会の下に三つのポリシーの一貫性・整合性を検証する専門部会を設置し、全学的な視点から点検・検証を行っている。同専門部会における検討結果は、必要に応じて各学部・学科等のポリシー見直しに反映させる仕組みとしており、教育の質保証の観点から三つの方針の継続的な改善に取り組んでいる。

【資料 1-1-g】【資料 1-1-h】

### 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は建学の精神及び大学の基本理念に基づき、使命・目的並びに教育研究上の目的を達成する為に、体系的な教育研究組織を整備している。現在、本学の教育研究組織は、3学部 13 学科、2 研究科に加え、総合教育センター、医学教育センター、教職センター及び図書館により構成されている。

各学部は、それぞれ本学の使命・目的及び教育研究上の目的に即した専門分野を担っている。

生命環境学部では生命・環境・動物分野に関する専門的知識及び技術を習得させる教育を行い、医療科学部では、理学療法・作業療法・柔道整復・看護・医療福祉分野を中心とした高度な医療人材の養成を目的としている。また、教育人間科学部では、次世代を担う

教育者及び人間科学分野の専門職の養成を目的とした教育研究を推進している。さらに、大学院においては、各分野の高度化・専門化に対応した研究教育を行っている。

加えて、全学的な教育研究活動を支える組織として、総合教育センターは共通教育科目を通じて学生の基盤的能力の育成を担い、医学教育センターは臨床実習及び国家試験対策等の支援を行っている。教職センターは教職課程の円滑な運営及び教員養成の充実を図る役割を担い、図書館は教育研究活動に必要な学術情報資源の整備・提供を通じて学修及び研究を支援している。

このように、本学では学部・学科・研究科及び各種教育支援組織を有機的に配置することにより、使命・目的及び教育研究上の目的の達成に資する教育研究組織体制を整備している。

【資料 1-1-i】

### 1-1-⑤ 変化への対応

本学は、社会情勢の変化や高等教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、使命・目的及び教育研究上の目的について、継続的な検証と必要に応じた見直しを行ってきた。

平成 2(1990)年に「西東京科学大学」として理工学部を開設して以降、社会の要請や教育ニーズの変化を踏まえ、教育研究体制及び大学理念の再構築を段階的に進めている。

具体的には、平成 8(1996)年に校名を「帝京科学大学」に変更し、平成 18(2006)年に医療科学部を設置、さらに平成 19(2007)年に理工学部を生命環境学部に変更し、平成 20(2008)年にこども学部(現：教育人間科学部)を設置し 3 学部体制へ移行するなど教育研究組織の再編を通じて社会的要請への対応を図ってきた。

また、平成 21(2009)年に建学の精神と基本理念を改正し、「いのちをまなぶキャンパス」を掲げるとともに、千住・上野原・山梨市での 3 キャンパス体制(現在は千住・上野原の 2 キャンパス)を構築した。加えて、看護学科設置に伴い、平成 24(2012)年に学部の目的を改正し、教育研究上の目的についても社会的ニーズに即した見直しを行っている。

令和 7(2025)年度より教育人間科学部幼児保育学科にて公認心理師課程を開設し、令和 8(2026)年度からは教育人間科学部学校教育学科にて特別支援学校教諭の教職課程を開設した。

さらに近年においては、部局長会を中心に三つのポリシー(アドミッション・カリキュラム・ディプロマ)の検証を行う三つの方針検証専門部会を設置し、教育内容及び教育方針の一貫性・妥当性について定期的な点検を実施している。

これにより、使命・目的及び教育研究上の目的が、教育課程や教育方針に適切に反映されているかを組織的に検証している。

加えて、令和 7(2025)年には学外有識者懇談会を設置し、教育及び大学運営に関する外部の視点を取り入れる体制を整備した。これにより、客観的な意見を大学運営及び教育研究活動に反映させる仕組みを構築している。

このように、本学では組織改編や社会環境の変化に応じて、使命・目的及び教育研究上の目的について継続的な検証を行い、必要に応じた見直しを通じて、大学の理念と教育研究上の適切性を維持・向上させている。

【資料 1-1-2】 【資料 1-1-j】

### 【指定するエビデンス資料】

『大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL』

【資料 1-1-1】 帝京科学大学ホームページ「大学の概要」→「教育情報の公表」

「各学部および各学科の目的」

・ <https://www.ntu.ac.jp/tust/purpose/>

「各研究科および専攻の目的」

・ <https://www.ntu.ac.jp/tust/information/purpose/>

『使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則』

【資料 1-1-2】 帝京科学大学部局長会規程

### 【自己点検評価書の記述に応じて提出する資料】

【資料 1-1-a】 帝京科学大学各学部及び各学科の目的に関する規則

【資料 1-1-b】 帝京科学大学大学院研究科及び専攻の目的に関する規則

【資料 1-1-c】 初年次テキスト・帝京科学大学で学ぶ学修ガイドブック

【資料 1-1-d】 新入教職員用ガイダンス資料（中途採用教職員用も同様）

【資料 1-1-e】 学校法人帝京科学大学中期目標・計画（2022 年度～2026 年度）

【資料 1-1-f】 中期目標・計画ワーキンググループ議事録

【資料 1-1-g】 帝京科学大学三つの方針検証専門部会運営要項

【資料 1-1-h】 帝京科学大学三つの方針検証専門部会議事録

【資料 1-1-i】 学校法人帝京科学大学組織図

【資料 1-1-j】 帝京科学大学学外有識者懇談会設置要項

### [基準 1 の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、社会情勢や高等教育を取り巻く環境の変化に応じながら、建学の精神及び大学の基本理念について継続的な検証と見直しを行い、全学的に共有するとともに社会に向けて公表している。これらを踏まえ、本学の使命・目的を大学学則に定め、さらに学部・学科・研究科ごとに人材養成目的を具体的かつ簡潔に設定することで、教育研究活動の方向性を明確化している。

また、統一イメージである「いのちをまなぶキャンパス」の下、「生命の尊厳」「自然と人間の共生」「持続可能な社会」をキーワードとする建学の精神を明示し、大学案内や大学ホームページ等を通じて、学内外に広く周知している。これにより、本学の教育理念や社会的役割について、受験生・学生・教職員・地域社会を含む多様なステークホルダーとの共有が図られている。

大学の使命・目的に基づき、令和 4(2022)年に 5 ヶ年の中期目標・計画を策定・公表し、毎年度、進捗状況の確認及び評価を行う体制を整備している。あわせて、三つのポリシー(アドミッション・カリキュラム・ディプロマ)についても使命・目的を反映させ、専門部会において一貫性・整合性の観点から定期的な見直しを行うことで、教育の質保証の充実を図っている。

さらに、使命・目的に整合した教育研究組織として 3 学部 13 学科及び 2 研究科を設置し、

社会的要請や学生ニーズの変化に対応して教育研究組織の改善を進めている。

令和6(2024)年には博士課程専攻の名称変更、令和8(2026)年度には新コース(動物看護科学コース)の設置を予定するなど、教育内容の高度化・多様化を図っている。

また、国際交流委員会及び国際交流センターを設置し、留学生受入れや国際交流の推進に取り組むなど、グローバルな視点を取り入れた教育環境の整備を進めている。

以上のように、本学では使命・目的及び教育研究上の目的を基軸として、理念の明確化と周知、中期目標・計画や三つのポリシーへの反映、教育研究組織の整備・改善を一体的に進めている。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価及び外部からの意見を通じて、社会環境や産業構造の変化、価値観の多様化が一層加速する中において、建学の精神及び大学の基本理念に掲げる人材像を、教育研究活動の中でよりの確に具現化していくことの重要性が改めて認識されている。

とりわけ、社会の要請に柔軟に対応できる実践的かつ専門性の高い人材の育成を継続的に推進するとともに、教育研究上の成果を着実に社会へ還元していくためには、教育内容や教育方法の不断の見直し、並びに研究活動の一層の活性化が求められている。

そのために、今後も社会動向や教育研究を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、使命・目的及び教育研究上の目的が形骸化することのないよう、継続的な検証と必要に応じた改善に取り組んでいくことが課題であると認識している。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、学部・学科ごと並びに研究科又は専攻ごとに、人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を明確に定め、教育研究活動を推進している。これらの目的は、建学の精神及び大学の基本理念に基づいて設定されており、現在も各組織において教育課程や研究活動に反映されている。

今後も引き続き、建学の精神及び大学の基本理念を基軸として、本学の特色ある教育研究活動や社会貢献活動を展開していくとともに、社会情勢や教育ニーズの変化を踏まえ、使命・目的及び教育研究上の目的について不断の見直しと検証を行っていく。その過程において、三つのポリシー(アドミッション・カリキュラム・ディプロマ)の見直しを通じて、教育内容や教育方法への具体的な反映を図り、目的の実現に努める。

また、中期目標・計画については、今回の自己点検・評価の結果を踏まえて検証を行い、令和8(2026)年度に策定予定の次期中期目標・計画(2027年度～2031年度)に反映させる予定である。これにより、大学全体としての中期的な方向性と使命・目的及び教育研究上の目的との整合性を一層高めていく。

さらに、三つのポリシーに関しては、部局長会の下に設置された三つの方針検証専門部会において継続的に検証を行い、必要に応じて見直しを進めるとともに、学外有識者の意見等も取り入れることで、客観性を確保した教育の質保証につなげていく。これらの取組を通じて、本学の使命・目的の実現に向けた教育研究活動の改善と充実を図っていく。

## 基準 5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- ② 権限の適切な分散と責任の明確化
- ③ 職員の配置と役割の明確化

#### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

#### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、学長が適切なリーダーシップを発揮しつつ大学運営を円滑に行えるよう、学則等において学長の職務権限を明確に定めている。

また、学長を補佐する体制として、副学長 1 名（現在は理事を兼務）及び教育・学生担当並びに管理担当の学長補佐を各 1 名置いている。

副学長は、学務の総括、教員の人事及び研修、大学院、自己点検・評価及び教育改革、研究活動及び国際交流など、大学全体の教学運営に関する事項を所掌している。

教育・学生担当の学長補佐は、主として教員の人事、教育課程及び教員の授業科目担当の連絡調整及び総括、自己点検・評価事務の総括、学長の特命事項を担当し、教育及び学生支援に関する分野において学長を補佐している。

管理担当の学長補佐は、主として総務課、会計課、教務課、入試・広報課及び東京西事務室の所掌事務、学長の特命事項を担当し、管理運営面から学長の職務遂行を支えている。

本学は、管理運営及び教学に関する重要事項を審議し、その円滑な遂行を図るため、部局長会を設けている。部局長会は、学長が議長となり、副学長、学長補佐、図書館長、教務部長、学生部長、各学部長、各学科長、総合教育センター長、教職センター長、医学教育センター長及び事務局長で構成されており、月 2 回開催され、教授会、大学院研究科委員会及び各種委員会における審議や大学の運営が円滑になされるよう審議が行われている。

また、学長は大学における運営上の諸問題に総合的、機動的、戦略的に対応するため、学長室企画運営会議を設けている。学長室企画運営会議は、学長、副学長、学長補佐、教務部長、学生部長、総務課長、会計課長、教務課長、入試・広報課長及び東京西事務室長により構成されており、週 1 回開催され、部局長会、教授会、大学院研究科委員会などの議題や進行の確認、大学運営の重要事項についての意見交換、重要な大学行事の内容の確認、学生の問題行動の緊急的な対処などが行われている。

【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-a】【資料 5-1-b】【資料 5-1-c】【資料 5-1-d】【資料 5-1-e】【資料 5-1-f】

#### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学では「帝京科学大学学則」及び「帝京科学大学部局長会規程」に基づき、大学における意思決定の権限と責任を明確に定めている。

これにより、学長のリーダーシップの下、部局長会の会議体を通じて教学及び管理運営に関する重要事項の審議を行う体制を整備している。

また「帝京科学大学学則」、「帝京科学大学大学院学則」、「帝京科学大学教授会規程」及び「帝京科学大学大学院研究科委員会規程」に基づき、教授会及び大学院研究科委員会を設置し、その組織上の位置付け及び役割を明確にしている。

教授会は学長及び教授をもって構成し、学長が必要と認める場合には、教授会の同意を得て、准教授、専任講師及び助教を加えることができることとなっている。

教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項については、教授会規程に明示されており、学内ポータルサイト「Campus Square」に掲載し教職員がいつでも確認できるようにしている。

教授会は原則月1回開催し、教育課程、学生の入学、休学、退学、卒業など、教育及び研究に関する重要事項について審議している。

大学院研究科委員会は、学長である研究科長、副学長、各専攻の研究指導・授業担当の教授、各専攻の基礎となる学部の学科長などで構成されており、原則月1回開催している。

同委員会では教育及び研究に関する事項のほか、大学院学生の入学及び修了等に関する事項について審議している。

【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】

### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学では、教育研究活動の管理運営を円滑に遂行するため、必要な職員を各課・室に配置している。

各課・室の役割及び所掌事務については、「帝京科学大学事務組織規程」及び「帝京科学大学事務分掌規程」に基づき明確化しており、これらの規程に沿って管理運営を行っている。

職員の採用については、各課・室ごとに人材要件に関する方針を定めており、当該方針に基づく規程に則って、必要な人材の確保を行っている。

また、職員の昇任については、半期ごとに目標管理に基づく人事評価を実施し、所属長による評価等を踏まえた上で、適切に判断し、実行している。

【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】

#### 【指定するエビデンス資料】

『大学の意思決定に関する組織図』

【資料 5-1-1】 帝京科学大学組織図

『大学の意思決定に関する会議体の規則』

【資料 5-1-2】 学校法人帝京科学大学寄附行為

【資料 5-1-3】 学校法人帝京科学大学寄附行為施行細則

【資料 5-1-4】 帝京科学大学部局長会規程

【資料 5-1-5】 帝京科学大学部教授会規程

【資料 5-1-6】 帝京科学大学大学院研究科委員会規程

『学長の職務権限に関する規則』

【資料 5-1-7】 帝京科学大学学則

『教授会に関する規則』

【資料 5-1-8】 帝京科学大学教授会規程

『教授会の開催日時・議題一覧』

【資料 5-1-9】 教授会議事録(令和6年4月1日から令和7年5月1日まで)

『学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書』

【資料 5-1-10】 帝京科学大学教授会規程

【資料 5-1-11】 帝京科学大学大学院研究科委員会規程

【資料 5-1-12】 帝京科学大学学生懲戒等の処分に関する規程

【資料 5-1-13】 帝京科学大学学生の懲戒処分等の実施に関する取扱内規

『事務局組織図』

【資料 5-1-14】 帝京科学大学事務局組織図

『事務分掌に関する規則』

【資料 5-1-15】 帝京科学大学事務組織規程

【資料 5-1-16】 帝京科学大学事務分掌規程

『職員採用・承認の方針・規則』

【資料 5-1-17】 (帝京科学大学事務職員採用・昇格規程)

### 【自己点検評価書の記述に応じて提出する資料】

【資料 5-1-a】 帝京科学大学副学長の職務について

【資料 5-1-b】 帝京科学大学学長補佐設置規程

【資料 5-1-c】 帝京科学大学学長補佐の職務分担要項

【資料 5-1-d】 帝京科学大学教学マネジメント体制図

【資料 5-1-e】 帝京科学大学学長室企画運営会議設置要項

【資料 5-1-f】 各種委員会名簿

## 5-2. 教員の配置

① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学では、教育研究上の目的を踏まえ、教育課程に即した教員の確保及び配置を行っている。

学部・学科、大学院研究科の教員数については、大学設置基準、大学院設置基準、関係する指定規則、教職課程認定基準に定める基準を満たしている。

また、医学教育センターを設置し医療専門職育成のために医療分野出身者が専門教育課程を担当する体制を整備している。

教員の採用及び昇任の方針については、「帝京科学大学教員選考基準」及び「帝京科学大学教員選考手続規程」に定めている。

大学院担当教員については、「帝京科学大学大学院担当教員資格審査要項」、「大学院担当教員資格審査に関する申合せ」に基づき、適切に資格審査を行った上で配置している。

教員の採用については原則として本学ホームページで公表し、公募を行っている。

教員の選考に当たっては、学科長が教員採用選考依頼書により学長に申し出を行い、学長は当該申出に基づき人事委員会に諮問している。

人事委員会において人物及び業績等の審査を行い、候補者を選定した上で、採用候補者を学長へ答申している。

その後、理事長に上申し理事長の決定を経て、採用手続きは複数の段階と関係者が関与する体制により公正性及び透明性が確保されている。

また、「帝京科学大学教員選考手続規程」では、教員候補者の業績について、学術的著作物、スポーツ・芸術等の表現活動、その他の学術業績、教育に関する業績、臨床実務、管理運営、社会貢献の7項目に区分し、それぞれについて具体的に記載できる教育研究業績書の様式を定めている。

各項目は数値化(ポイント化)されており、教員の採用及び昇任における審査と評価を客観的かつ公平に行える仕組みとなっている。

【資料5-2-1】 【資料5-2-2】 【資料5-2-3】 【資料5-2-4】 【資料5-2-5】 【資料5-2-6】  
【資料5-2-a】

#### 【指定するエビデンス資料】

『教員の採用・昇任の方針・規則』

【資料 5-2-1】 帝京科学大学教員選考基準

【資料 5-2-2】 帝京科学大学教員選考手続規程

【資料 5-2-3】 帝京科学大学大学院担当教員資格審査要項

【資料 5-2-4】 大学院担当教員資格審査に関する申合せ

【資料 5-2-5】 教員公募のホームページの写し

『教員人事に関する会議体の規則』

【資料 5-2-6】 帝京科学大学教員選考手続規程（資料 5-2-2 と同じ）

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

- ① FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
- ② SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
  - (1) 5-3 の自己判定  
「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開

### 発と効果的な実施

本学では「帝京科学大学 FD 委員会規程」に基づき、FD 委員会を中心として、教育内容及び教育方法の改善に向けた取組を教職共同で組織的かつ計画的に実施している。

FD 委員会は、原則として月 1 回程度、年間 11 回程度開催しており、FD に関する企画、実施及び検証を行っている。

教育の質向上に向けた具体的取組として、「授業改善アンケート取扱内規」を整備し、授業改善アンケートの結果を教員選考基準に反映させている。

また「求める教員像及び教員組織の編成方針」を策定し、公式 Web サイトに掲載することで、学内外に明示している。

さらに、FD 委員会に「学生参画」「教育力」「学生支援」の三つのワーキンググループを設置し、それぞれ年間目標及び年間計画を定めて活動を行っている。

授業改善アンケートの結果や学生支援に関する PDCA サイクルの結果については、各学科・センターにおいて分析・整理を行い、その内容を FD 委員会に報告するとともに、本学ホームページに掲載している。

加えて、「ベストティーチャー賞規程」に基づき、教員表彰を実施し、選考結果を公式 Web サイトで公表している。

このほか、助言教員マニュアルを作成し、学生支援及び教育指導の充実にに向けた取組を行っている。

これらの取組を通じて、FD 活動の成果を検証し、教育内容及び教育方法の継続的な改善につなげている。

【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】  
【資料 5-3-7】【資料 5-3-a】【資料 5-3-b】【資料 5-3-c】

### 5-3-② SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、職員の資質・能力向上を目的として、教職員の人材育成に関する目標及び方針を策定している。

当該方針に基づき、各課において人材要件に関する方針の整理・明確化を進めており、組織的な人材育成体制の構築に取り組んでいる。

また、事務職員研修を年 1 回以上実施し、大学運営に必要な知識及び能力の向上を図っている。令和 7 年度においては初の試みとして、職員の海外研修を実施した。

研修内容や実施状況については、必要に応じて検証を行い、今後の研修計画に反映させるなど、継続的な改善に努めている。

【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】【資料 5-3-10】【資料 5-3-d】

#### 【指定するエビデンス資料編】

『FD の方針・計画』

【資料 5-3-1】 帝京科学大学 FD 委員会規程

【資料 5-3-2】 帝京科学大学大学院 FD 委員会規程

【資料 5-3-3】 帝京科学大学ベストティーチャー賞規程

【資料 5-3-4】 求める教員像及び教員組織の編成方針

【資料 5-3-5】 授業改善アンケート取扱内規

【資料 5-3-6】 ワーキンググループの年間計画表(学生参画・教育力・学生支援)

『FD の実施報告書』

【資料 5-3-7】 FD 研修会報告

『SD の方針・計画』

【資料 5-3-8】 帝京科学大学職員の人材育成の方針・目標

『SD の実施報告書』

【資料 5-3-9】 令和 7(2025)年度研修会年間スケジュール

【資料 5-3-10】 令和 7(2025)年度研修実施一覧表

#### 【自己点検評価書の記述に応じて提出する資料】

【資料 5-3-a】 授業改善アンケート結果

【資料 5-3-b】 学生支援 PDCA サイクル結果

【資料 5-3-c】 助言教員マニュアル

【資料 5-3-d】 令和 7 年度職員海外研修報告書

#### 5-4. 研究支援

① 研究環境の整備と適切な運営・管理

② 研究倫理の確立と厳正な運用

③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、研究活動を円滑かつ効果的に推進するため、研究環境の整備と適切な運営・管理に取り組んでいる。

専任教員には研究室を設け、各研究室にはデスク・書棚などを整備し、各教員が研究に必要な設備は整備されている。

従来、産学連携に関する契約審査は研究推進委員会において行ってきたが、契約の多様化・複雑化に伴い、従来の体制では十分な審議を行うことが困難となっていた。

この課題に対応するため、契約内容の専門的かつ効率的な審査を目的として、研究推進委員会の下に「事前審査部会」を新設した。

これにより、契約審査の迅速化及び適正化が図られ、研究者が研究活動に専念しやすい環境の整備につながっている。

【資料 5-4-1】 【資料 5-4-2】 【資料 5-4-3】 【資料 5-4-4】

##### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動における高い倫理性の確保及び不正行為の防止を重要な課題と位置づけ、研究倫理に関する規則を整備するとともに、その厳正な運用に向けた体制整備を行

っている。

研究倫理に関する各種規程に基づき、研究の実施に当たっては適切な審査及び確認を行う体制を整え、研究者に対する周知や啓発を通じて、研究倫理の徹底を図っている。

これらの取組を継続的に実施することで、研究倫理の確立と適正な研究活動の推進に努めている。

【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】【資料 5-4-9】【資料 5-4-10】  
【資料 5-4-11】

### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、研究活動の活性化と教育の質的向上を目的として「研究費及び研究旅費運用方法」（理事長決裁）に基づき、研究資源の適正かつ戦略的な配分を行っている。

具体的には、研究活動の性質や目的に応じて「個人研究費」「共通研究費」「教育推進特別研究費」「研究旅費」の4区分により計画的に配分している。

また、研究推進に関わる人的支援として、必要に応じてRA（Research Assistant）等の配置を行い、研究者代表の負担軽減や研究の高度化に資する支援体制を整えている。

設備・機器等の物的支援についても、研究計画との整合性を図りながら優先度に基づいて整備を進めている。

外部資金の導入については、科研費等の競争的資金の応募促進や説明会の開催、学内ポータルによる情報周知等を通じて、教員の申請機会の拡大と申請品質の向上を支援している。

これらの取組は、申請件数・採択状況、教育推進特別研究費の配分実績等を踏まえて定期的に検証し、翌年度の配分方針や支援メニューに反映させることで、継続的な改善につなげている。

【資料 5-4-12】【資料 5-4-13】【資料 5-4-14】【資料 5-4-15】

#### 【指定するエビデンス集資料】

『研究環境に関する調査の結果』

【資料 5-4-1】 帝京科学大学研究推進委員会規程

【資料 5-4-2】 研究推進に関する事前審査部会設置要項

『研究環境整備の方針・計画』

【資料 5-4-3】 令和7(2025)年度第1回東京西キャンパスピアレビュー会合議事録

【資料 5-4-4】 帝京科学大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

『研究倫理に関する規則』

【資料 5-4-5】 帝京科学大学研究倫理規準

【資料 5-4-6】 帝京科学大学人を対象とする研究に関する倫理規程

【資料 5-4-7】 人を対象とする研究倫理審査状況(令和7(2025)年度)

『研究費の適正利用に関するマニュアル』

【資料 5-4-8】 帝京科学大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

【資料 5-4-9】 科学研究費助成事業公募説明会資料

『研究活動への資源配分に関する規則』

【資料 5-4-10】 動物実験に関する検証結果報告書

【資料 5-4-11】 帝京科学大学動物実験及び動物飼養に関する規程

『研究活動に対する RA など人的支援に関する規則』

【資料 5-4-12】 研究費及び研究旅費運用方法（理事長決裁）

【資料 5-4-13】 教育推進特別研究費要項

『科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書』

【資料 5-4-14】 令和 7（2025）年度教育推進特別研究費一覧

『外部資金応募・獲得の実績一覧』

【資料 5-4-15】 科学研究費助成事業採択率（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）

## [基準 5 の自己評価]

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

使命・目的の達成に向けて、学長の権限と責任を明確化し、学長がリーダーシップを発揮する大学運営体制を構築している。

学長は、教授会において学生の入学・卒業、学位の授与、学則の改正等について意見を聴くとともに、部局長会において教学及び管理運営に関する重要事項について審議を行い、これらの意見を踏まえて大学の意思決定を行っている。

学長のリーダーシップの下、副学長及び学長補佐 2 名を配置し、部局長会、学長室企画運営会議、教授会、教務・学生委員会、FD 委員会、自己点検・評価委員会、教学 IR 室、各種委員会を適切に運営することで、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。

また、これらの運営を支えるために必要な職員を配置し、教学マネジメント体制を構築している。

教員の採用及び昇任については、関係規則に基づき、公正かつ適切な選考を行っている。

FD については、FD 委員会の下に三つのワーキンググループを設け、授業改善や教員の資質・能力向上に向けた取組を組織的に進めている。

また、教職員を対象とした SD 研修計画を策定することで、教職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

研究支援については、総務課研究・助成支援・地域連携第 1 係及び東京西事務室研究・助成支援・地域連携第 2 係を中心に支援体制を構築し、研究室の増室等により研究環境の整備を進めている。

あわせて、「帝京科学大学研究倫理審査規準」の改正及び「帝京科学大学人を対象とする研究に関する倫理規程」の見直しを行い、研究倫理に関する規則を整備し、適切に運用している。

研究活動への資源配分については、「研究費及び研究旅費運用方法（理事長決裁）」に基づき、教育推進特別研究費を活用して、大学教育に寄与し、著しい成果が見込まれる研究を支援し、特色ある研究の推進を図っている。（次年度廃止）

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教育課程に即して、大学設置基準等を満たす教員を配置することに努めているが、生命環境学部自然環境学科において、設置基準上必要な教員数について一時的な不足が生じている。現在、採用手続きを進めており、早期の是正を図る。

授業改善アンケート等の学生からの評価結果について、個人面談を含むフィードバックと授業改善計画(アクションプラン)への反映を一層徹底し、教員評価への活用度を高める。

FD・SD研修については、参加率および参加後の実践定着(授業改善・業務改善への反映)を指標として運用し、参加率の向上と満足度の更なる向上に取り組む。

外部資金の多様化に対応する為、柔軟かつ専門的な研究支援体制の強化が課題である。

人的資源の増強と業務プロセスの見直し(申請支援、採択後の研究費執行支援、研究倫理・契約支援)を推進する。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学長のリーダーシップの下、教育研究活動のための管理運営を構築するとともに、副学長及び学長補佐による補佐体制を整備し、教職協働による大学運営を行っている。

今後も、学長を中心として大学改革を積極的に推進し、大学の安定的・持続的な発展に向けて、教育研究活動のための管理運営の更なる強化を図る。

教員配置については、引き続き教育目的及び教育課程に即して、大学設置基準等を満たす教員の確保及び適切な配置に努める。

教員の資質・能力向上に向けたFDについては、FD委員会及び関連委員会、各学科等の取組を通じて継続的に実施している。

今後は、教職協働の観点から、教員と職員の合同SD研修会を含む研修機会の充実を図り、教育・大学運営双方の質向上につながる取組を進める。

あわせて、授業評価の結果を踏まえた改善方策の検討及び実施状況の検証を行い、継続的な改善に努める。

教職協働による大学運営を一層推進するため、研修内容や手法の見直しを行い、全学的に教職員の資質・能力向上に取り組んでいく。

研究支援については、科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金の積極的な獲得を目指し、研究活動支援サイトを活用した公募情報の迅速な周知を行う。

また、今後は私立大学等改革総合支援事業を活用し、教育研究の一層の充実と推進を図るとともに、特色あるプロジェクト研究や地域研究等を支援していく。

今後も、研究支援活動全般について検証を行い、必要に応じて改善を進める。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営の規律と誠実性

- ① 経営の規律と誠実性の維持
- ② 環境保全、人権、安全への配慮

#### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人は、組織倫理、情報公表、内部統制の各面において、法令及び学内規程に基づく適正かつ誠実な運営を行っている。

まず、組織倫理については、「帝京科学大学行動指針」に基づき、教職員の行動基準を明確化し、これに沿った運用を徹底している。

次に、情報公表については、関係法令等に基づき、教学マネジメント指針も参照しつつ、教育情報・財務情報等を積極的かつ適切に公開しており、「日本私立大学協会 私立大学ガバナンスコード」に準拠し、ガバナンスの強化と健全性の向上を図っている。

また、内部統制については、令和7年3月の理事会・評議員会において「内部統制システムの基本方針」を審議・承認し、当該基本方針に従い体制の整備・運用を進めている。

【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】  
【資料 6-1-7】【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】【資料 6-1-a】

#### 6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、環境保全、人権の尊重及び安全の確保について、関係規程に基づき、全学的な取組を推進している。

環境保全については、「帝京科学大学環境マネジメントシステム環境安全委員会規程」に基づき、全学の目的及び目標を定め、エネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出量を半期に1回把握し、その結果を部局長会に報告している。

これにより、各学科、各センター及び事務局において環境保全に対する意識の共有と継続的な取組を促している。

また、環境に関する取組状況については、環境報告書として年1回公表している。

人権については、ハラスメントの防止及びハラスメント行為に対する措置を定め、関係規程に基づき適切に対応するとともに、教職員及び学生に対する周知・啓発を通じて、人権意識の向上に取り組んでいる。

危機管理体制については、「帝京科学大学危機管理マニュアル」に基づき、事務局内にワーキンググループを設置して内容の見直しを行い、改訂版を策定している。

あわせて、教職員への周知徹底を図るとともに、学生・教職員が参加する自衛消防訓練を恒常的に実施するなど、学内外の緊急事態に対応できる体制を整備し、全学的に取り組んでいる。

【資料 6-1-10】【資料 6-1-11】【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】【資料 6-1-14】【資料 6-1-15】  
【資料 6-1-16】【資料 6-1-17】【資料 6-1-b】【資料 6-1-c】

#### 【指定するエビデンス資料】

『組織倫理に関する規則』

【資料 6-1-1】 帝京科学大学行動指針

『情報公表に関する規則』

【資料 6-1-2】 学校法人帝京科学大学寄附行為

『学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分のURL』

- 【資料 6-1-3】 <https://www.ntu.ac.jp/tust/information/index.html>  
『私立学校法第 151 条に対応した部分の URL』
- 【資料 6-1-4】 <https://www.ntu.ac.jp/tust/zaimu/index.html>  
『内部統制システムの基本方針』
- 【資料 6-1-5】 学校法人帝京科学大学内部統制システムの基本方針  
『内部統制の組織体制を示す図』
- 【資料 6-1-6】 内部統制の組織体制を示す図  
『内部統制に関する規則』
- 【資料 6-1-7】 学校法人帝京科学大学内部監査規程  
【資料 6-1-8】 学校法人帝京科学大学監事監査規程  
【資料 6-1-9】 学校法人帝京科学大学公益通報に関する規程  
『ハラスメント防止に関する規則』
- 【資料 6-1-10】 帝京科学大学ハラスメントの防止に関する規則
- 『個人情報保護に関する規則』
- 【資料 6-1-11】 学校法人帝京科学大学個人情報保護規則  
【資料 6-1-12】 学校法人帝京科学大学特定個人情報の適切な取扱いに関する基本方針  
【資料 6-1-13】 帝京科学大学個人情報保護規程  
【資料 6-1-14】 帝京科学大学特定個人情報取扱規程
- 『危機管理に関する方針・規則』
- 【資料 6-1-15】 学校法人帝京科学大学リスク管理規程  
【資料 6-1-16】 学校法人帝京科学大学内部統制システムの基本方針（再掲）  
『危機管理に関するマニュアル』
- 【資料 6-1-17】 帝京科学大学危機管理基本マニュアル
- 【自己点検評価書の記述に応じて提出する資料】**
- 【資料 6-1-a】 日本私立大学協会 私立大学ガバナンスコード〈第 2.0 版〉  
【資料 6-1-b】 帝京科学大学環境マネジメントシステム環境安全委員会規程  
【資料 6-1-c】 帝京科学大学環境マネジメント内部監査委員会規程

## 6-2. 理事会の機能

- ① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
- ② 使命・目的の達成への継続的努力
  - (1) 6-2 の自己判定  
「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人の理事会は、法令及び寄附行為の定めに従い、理事選任機関において選任された 6 名の理事により構成されている。

理事会には監事が常に出席しており、法人の最高意思決定機関として、事業計画及び予算、事業報告及び決算、事業計画の補正及び補正予算、寄附行為の変更並びに重要な規程の制定・改正、法人が設置する大学の学部・学科等の教育組織の設置・変更、入学定員の変更など、法人及び大学運営に関わる重要事項について審議し、決定している。

このように、使命・目的の達成に向けた意思決定を行う体制を整備し、理事会が適切に機能している。

また、安定した学校経営を行うため、財務基盤の確立を重要課題と位置づけ、予算編成の基本方針や予算執行の管理状況等について専門的に審議する場として、寄附行為施行細則に基づき定期的に財務理事会を開催している。

令和7年4月1日施行の私立学校法を踏まえ、令和6(2024)年9月の理事会・評議員会において、私立学校法の改正の趣旨・概要等を報告し、寄附行為を変更した。

私立学校法の改正、寄附行為の変更を踏まえ、理事選任機関運営規程及び内部統制システムのなどの規程整備並びに学内規程の見直し、改正を行い、適切な運営を行っている。

【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】

#### 6-2-② 使命・目的への継続的努力

本法人は、建学の精神及び大学の教育理念の下、学校教育法、私立学校法、大学設置基準などの法令にしたがって、寄附行為、学則及び諸規程を定め、規律ある堅実な経営を行い使命・目的への継続的努力に努めている。

本法人の意思決定の最高機関として「理事会」を、その諮問機関として「評議員会」を置いている。

理事長は、本法人を代表し、法令及び寄附行為に規定する職務を行い、毎年度、事業計画を策定し、適切に運営している。また、改正私立学校法により代表業務執行理事を選定し、理事長を補佐しながら、法人運営の中核を成している。

監査について、監事や監査法人による監査のほか、内部監査室に定期的に監査を行わせており、本法人の業務を適切に管理している。

組織倫理に関しては、就業規則において、具体的な遵守行為を挙げ（就業規則第6条）、懲戒処分事由（同第54条）及び懲戒の種類（同第55条）等を規定している。組織の倫理に関しては、「学校法人帝京科学大学公益通報に関する規程」、「帝京科学大学ハラスメントの防止等に関する規則」、「学校法人帝京科学大学個人情報保護規則」等を整備し、適切に運用している。また、研究倫理に関しては、関係の規程を定め適切に運用している（基準項目 5-4 で記述）。

情報公表については、寄附行為及び役員名簿については、私立学校法の改正（令和2（2020）年4月施行）の趣旨を踏まえ、令和元（2019）年7月からホームページで公開している。また、学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報の公表事項一覧、教育職員免許法施行規則第22条の6で指定している教員養成状況の情報（6項目）についても公表している。

【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】【資料 6-2-9】  
【資料 6-2-a】【資料 6-2-b】【資料 6-2-c】【資料 6-2-d】

**【指定するエビデンス資料】**

『法人の意思決定に関する組織図』

【資料 6-2-1】 学校法人帝京科学大学の意思決定に関する組織図

『予算・決算を承認した際の理事会の議事録』

【資料 6-2-2】 令和 7(2025)年 3 月 21 日議事録(予算承認)

【資料 6-2-3】 令和 7(2025)年 5 月 26 日議事録(決算承認)

『理事を選任する会議体の規則』

【資料 6-2-4】 学校法人帝京科学大学理事選任機関運営規程

『理事を選任した際の会議体の議事録』

【資料 6-2-5】 令和 7(2025)年 5 月 26 日理事選任機関選考会議議事録

『中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録』

【資料 6-2-6】 令和 4(2022)年 3 月 25 日議事録(承認)

【資料 6-2-7】 令和 6(2024)年 1 月 18 日議事録(見直し)

『理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書』

【資料 6-2-8】 令和 7(2025)年 6 月 6 日理事会議事録

【資料 6-2-9】 令和 7(2025)年 9 月 19 日理事会議事録

**【自己点検評価書の記述に応じて提出する資料】**

【資料 6-2-a】 学校法人帝京科学大学公益通報に関する規程

【資料 6-2-b】 帝京科学大学ハラスメントの防止等に関する規則

【資料 6-2-c】 学校法人帝京科学大学個人情報保護規則

【資料 6-2-d】 帝京科学大学ホームページ「教育情報の公表」

**6-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

- ① 法人の意思決定の円滑化
- ② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-3-① 法人の意思決定の円滑化**

本法人では、理事長が本学の学長を兼ねるとともに、理事及び評議員にも本学の教職員が就任しており、法人と大学の意思決定を円滑に連携させる体制を整備している。

学長及びこれらの教職員は、部局長会、教授会、大学院研究科委員会、各種委員会に出席し、議長又は委員として審議に関与している。

これにより、理事会及び評議員会における決定事項や法人の方針が、大学の教学及び管理運営の現場に円滑に反映されている。

また、部局長会は学長を議長として開催され、本学における管理運営及び教学に関する重要事項について審議を行っている。

法人及び大学の管理運営に当たっては、学長の方針を共通理解した上で、各部局の課題や意見を踏まえ、目的の実現に向けた意思決定を行うなど、双方向のコミュニケーションが図られている。

さらに、理事長は、東京西キャンパス及び千住キャンパスにおいて定期的に決裁を行い、その際に、大学運営上の課題等について職員との意見交換を行うことで、教職員の意見や提案を法人運営に反映する機会を確保している。

【資料 6-3-a】

### 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

本法人の評議員会は、教職員 2 名、学識経験者 2 名、卒業生 (OB・OG) 1 名、功労者 2 名の計 7 名で構成されており、評議員の選任については寄附行為に基づき適切に実施している。

評議員会は、予算、事業計画、寄附行為の変更、その他法人の業務に関する重要事項について、理事会の諮問に応じて審議を行っている。運営は寄附行為及び関係規程に基づいて行われている。

監事については、法令及び寄附行為に基づき 2 名を置き、評議員会において選任しており、内 1 名については常勤監事として選定されている。

監事は、理事会及び評議員会に常時出席し、決算について監査報告を行っている。

監事の理事会及び評議員会への出席率は 100% である。また、法人の業務及び財産の状況を監査するため、月 1 回、大学において業務実施状況の報告を受け、必要に応じて確認・指導・助言を行っている。

さらに、常勤監事は、管理運営に関する会議のみならず、教授会、教務学生委員会等の教学に関する重要な会議に出席するとともに、年 2 回常勤監事報告を理事会・評議員会に提出している。

自己点検・評価の取組状況や結果についても報告を受け、理事長・関係者との定期的なコミュニケーションを通じて、学校経営の安定性と適正性の確保に資している。

さらに、監事は毎年度、文部科学省の学校法人監事研修会に参加し、監査に関する知見を継続的に更新している。教育を含む法人業務及び財産の状況の監査に関して、理事長、学長補佐等との情報共有を図り、監査機能の実効性向上に努めている。

【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】

#### 【指定するエビデンス資料】

『評議員を選任した際の会議体の議事録』

【資料 6-3-1】令和 7(2025)年 6 月 6 日開催 理事会・評議員会議事録

『監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録』

【資料 6-3-2】令和 7(2025)年 6 月 6 日開催 定時評議員会議事録

『予算・決算を審議した際の評議員会の議事録』

【資料 6-3-3】令和 7(2025)年 3 月 21 日議事録(予算)

【資料 6-3-4】令和 7(2025)年 5 月 26 日議事録(決算)

『監事監査に関する規則』

【資料 6-3-5】 学校法人帝京科学大学監事監査規程（再掲）  
『監事監査計画書』

【資料 6-3-6】 令和 7 年度監事監査計画書

#### 【自己点検評価書の記述に応じて提出する資料】

【資料 6-3-a】 教職員の提案などをくみ上げる仕組み

### 6-4. 財務基盤と収支

- ① 財政基盤の確立
- ② 収支バランスの確保
- ③ 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-4-① 財政基盤の確立

本法人は、安定的な学生確保を背景に、健全な財務運営を継続している。

令和 6(2024)年度決算においては、教育活動収支の主たる収入である学生納付金が前年度比でわずかに減少したものの、経常収支差額は約 13 億 9,600 万円の黒字であった。

過去 3 年間の推移においても、経常収支差額は収入超過を維持し、事業活動収支も黒字で推移している。

これらの剰余は、教育研究用機器・備品の整備や施設設備の拡充等の必要な設備投資に計画的に充当し、教育活動の充実及び学生への還元を活用している。

以上により、本法人は、大学運営に必要な財政基盤を概ね安定的に確立していると評価できる。

【資料 6-4-1】

#### 6-4-② 収支バランスの確保

本法人は、学生の安定的な確保を前提に、適切な人件費の見直し及び基本金計画に基づく計画的修繕を実施するとともに、経営判断指標である「経常収支差額比率」に注目して経営状況の分析を継続している。これらにより収入と支出のバランスを維持している。

また、外部資金・競争的資金の導入に向け、令和 6(2024)年度には、学内で「補助金の不正使用防止のための説明会」及び外部講師による「科学研究費助成事業（科研費）公募の説明会」を実施した。

加えて、学外の「科学研究費助成事業公募要領等説明会」に参加し、最新情報の把握と申請支援体制の強化を図っている。

【資料 6-4-2】 【資料 6-4-3】

#### 6-4-③ 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、事業計画と一体となった予算編成・執行・見直しの仕組みにより、中期計画と整合した財務運営を行っている。各年度の予算は、前年度 3 月に策定する次年度事業計

画に基づき当初予算を編成し、年度内に2回の補正予算を行う三段階構成とすることで、事業計画の進捗と照合しつつ、決算額との著しい乖離を防止している。

また、中長期的な財務運営の枠組みとして、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの中期財務計画を策定し(理事会・評議員会で承認)、計画期間を令和8年度まで延長している。

当該計画では、学生の安定的な確保、適切な人件費の見直し、基本金計画に基づく計画的修繕を骨子とし、経営判断指標である「経常収支差額比率」に着目して財務状況のモニタリングを行う。

あわせて、当該比率8%の達成を目標に掲げ、年度予算・補正予算及び執行管理に反映させている。

以上のとおり、本法人は、中期的な計画およびその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を継続的に実施している。

【資料 6-4-4】

### 【指定するエビデンス資料】

『予算編成方針』

【資料 6-4-1】 学校法人帝京科学大学経理規程(第7章予算会計)

『財務計画書』

【資料 6-4-2】 学校法人帝京科学大学中期財務計画(令和2(2020)年度～令和8(2026)年度)

『外部資金の導入実績』

【資料 6-4-3】 私立大学経常費補助金推移表(令和3(2023)年度から令和7(2025)年度)

『資産運用に関する規則』

【資料 6-4-4】 学校法人帝京科学大学資産運用規程

## 6-5. 会計

- ① 会計処理の適正な実施
- ② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-5-① 会計処理の適正な実施

本法人では、「学校法人会計基準」及び「学校法人帝京科学大学経理規程」に基づき、会計処理を適正に実施している。

会計課長は千住キャンパスに配置しているが、原則として月2回、東京西キャンパスにおいて会計決裁を行い、法人全体の会計処理を統括している。

また、設置校(愛媛地区等)についても、法人事務局会計課の担当者が年数回出張し、会計処理状況の確認を行うなど、複数拠点における会計処理の適正性を確保している。

会計処理において判断が難しい事例が生じた場合には、税理士や監査法人に確認を行うなど、専門的知見を活用して適切に対応している。

さらに、会計担当者の資質向上を目的として研修会への参加を積極的に行っており、コロナ禍以降中断されていた日本私立大学協会主催の「大学経理部課長相当者研修会」にも参加している。

予算執行については、年度当初予算に加え、必要に応じて補正予算を編成し、決算額と予算との著しい乖離が生じないように適切に対応している。

【資料 6-5-1】

#### 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人では、令和 7(2025)年度からの私立学校法改正を踏まえ、令和 7(2025)年 6 月 6 日開催の定時評議員会において、会計監査人として監査法人を選任している。

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査及び、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による業務監査を、毎年度滞りなく実施している。

監査法人による会計監査は、令和 6(2024)年度において、法人本部、大学及び設置校を対象として、年間 30 日間にわたり実施された。

監査の内容は、個別の会計処理、予算執行状況、理事者への事業方針に関するヒアリング、監事との意見交換、内部統制及び IT 統制など多岐にわたっている。

これらの監査を通じて、計算書類及び財産目録が適正に作成されていることが確認され、関係省庁への報告及び情報公開も適切に行われている。

また、監事による業務監査は、大学部門を中心として定期的に行われ、業務全般について監査を行っている。

その結果は、監査報告書として、例年開催されている理事会及び評議員会に提出され、適正であると認められている。

さらに、学内に内部監査室を設置し、監査室長には学長補佐を充てている。

監査室員は、課長級 1 名及び係長級 2 名の計 3 名の兼務職員で構成され、必要に応じて理事長が監査担当者を発令する体制の下、内部監査を実施している。

【資料 6-5-2】 【資料 6-5-3】 【6-5-a】

#### 【指定するエビデンス資料】

『経理に関する規則』

【資料 6-5-1】 学校法人帝京科学大学経理規程

『会計監査人の選任に関する規則』

【資料 6-5-2】 学校法人帝京科学大学寄附行為

『会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など』

【資料 6-5-3】 独立監査人の監査報告

#### 【自己点検評価書の記述に応じて提出する資料】

【資料 6-5-a】 帝京科学大学内部監査規程

#### [基準 6 の自己評価]

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本法人は、法令に基づき寄附行為、学則及び諸規則を整備し、これらに則った適切な運営を行っている。

中期目標・計画(2022年度～2026年度)及び各年度の事業計画に基づき、使命・目的の実現に向けて継続的に取り組んでいる。

経営・管理体制については、寄附行為の定めに従い、使命・目的の達成に向けた意思決定が行える体制を整備し、理事会を適切に運営している。

各理事が経営に主体的に参画し、機動的な意思決定を行うため、理事会機能の強化を図るとともに、定期的に財務理事会を開催している。

また、評議員会は寄附行為に基づき適切に運営され、監事は理事会及び評議員会に常時出席し、決算を含む監査報告を行っている。

監事との定期的なコミュニケーションを通じて、学校経営の安定性及び適正性の確保が図られている。

さらに、監査室を設置し、内部監査体制を整備することで、業務の公正性及び効率性を確認できる仕組みを構築している。

環境・人権・安全への配慮については、独自の環境マネジメントシステムを構築し、環境報告書を公表するなど、環境安全に配慮した取組を行っている。

また、ハラスメント防止及び危機管理に関する規程や体制を整備し、人権の尊重及び安全の確保に努めている。

財務面では、安定的な学生確保を背景に、経常収支差額は黒字で推移しており、安定した財政基盤と収支バランスが確保されている。

会計処理についても、「学校法人会計基準」及び「学校法人帝京科学大学経理規程」に基づき、適正に実施されている。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

事務職員の会計に関する知識及び実務対応力の更なる向上を図る必要がある。

あわせて、リスク回避を含む諸課題に適切に対応できるよう、公認会計士、税理士及び監事との連携を一層強化し、会計業務体制の適切性について継続的な検証を行うことが課題である。

また、監査室員全員が兼務職員となっており、専任職員の配置が検討となっている。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

公共性の高い学校法人としての責務を果たすため、これまで、経営の規律及び誠実性の維持・向上に継続的に取り組んできた。

特に、私立学校法の改正を踏まえ、寄附行為並びに関連規程の整備・見直しを行い、規程に即した法人運営の徹底を図っている。

また、帝京科学大学行動指針の周知・遵守に努め、組織全体の倫理意識の向上を図ってきた。

今後も、社会からの信頼と支援を得られる法人運営を実現するため、建学の精神及び使命・目的の達成に向けた運営体制の整備を進めるとともに、その適切性について継続的に検証を行う。

あわせて、寄附行為及び寄附行為施行細則等に基づき、理事会の意思決定機能及び監督機能の一層の強化を図っていく。

私立学校法の改正により、理事の業務執行状況に対する監査が明確に規定されたことを受け、これまで以上に監事に対する適時・適切な報告及び情報提供の充実に取り組んでいる。

今後は、理事会、評議員会、監事及び監査室の各機関がそれぞれの役割を果たしつつ、相互にチェック機能を発揮できる体制となっているかを検証し、必要に応じて改善を行うことで、内部統制体制の充実を図る。

本学の学生募集状況については、千住キャンパスにおいては一部の学科を除き安定的な学生確保ができており、一方、東京西キャンパスに所属する学科の中には、学部全体として入学者数が増加しているものの、学科単位では定員に達していない学科が存在している。

このため、今後も教員と事務局が連携し、教育内容の充実及び特色の明確化に努めるとともに、入試広報体制の強化を図り、受験者数及び入学者数の増加に取り組む。

また、外部資金の獲得に向けた支援体制を整備し、研究費等の獲得増加に努める。

今後も、適正な会計業務の実施とともに、会計体制の適切性について継続的な検証を行っていく。

### Ⅲ. 【2】 中期目標・計画（2022年～2026年）の実施状況点検

#### （1） 現行の中期目標・計画策定の経緯

①2017年度～2021年度までの中期目標・計画については、自己点検・評価、認証評価対応のために大学の教学事項を中心に中期目標・計画を策定された。その後、私立学校法の改正に伴い、令和2年4月から学校法人は事業に関する中期的な計画を策定することが義務化されたため、設置校の教育目標等を追加し、法人としての中期目標・計画に改正した。また、財務に関する中期目標・計画（令和2年度から令和6年度の5年間+2年間の延長）も別途作成されている。

②現行（2022年度～2026年度）の中期目標・計画の策定にあたっては、部局長会傘下のワーキンググループを設置し、原案を作成した。作成した原案は、部局長会、理事会・評議員会で承認、本学ホームページ上で公表している。

#### （2） 中期目標・計画（2022年度～2026年度）の修正及び点検・評価

①自己点検・評価活動におけるPDCAサイクルの一環として、令和3（2021）年度に策定した「学校法人 帝京科学大学 中期目標・計画（2022年度～2026年度）」の実施状況を点検する。

②現行の「中期目標・計画」は、目標・計画が複数年度に跨っており、単年度ごとに評価ができるように整理する必要があったため、中期目標・計画様式修正フォーマットを使用し、中期目標・計画の修正を行ったうえで、進捗状況の確認・点検を行った。

#### （3） 中期目標・計画（2022年度～2026年度）の実施状況

① 中期目標・計画（2022年度～2026年度）の進捗状況の確認にあたっては、本学の内部質保証システム（PDCAサイクル）の「C」（全学的な自己点検・評価の取りまとめ等）を担う総括委員会にて「年度評価」を実施した。

② 中期目標・計画の年度評価実施方法

1. 中期目標・計画様式を使用し、「評価指標（具体的方策）」を評価対象項目として、以下の4段階で各推進（責任）部署にて自己評価を実施  
◎：達成している ○：概ね達成している  
△：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 ▲：今年度中の達成は困難  
※自己評価の根拠として、「達成の根拠・見通し／今後の予定」を記載
2. 各推進（責任）部署からの自己評価結果を受け、総括委員会、自己点検・評価委員会にて中期目標・計画の年度評価を確定
3. 年度評価結果を各推進（責任）部署にフィードバックし、次年度以降の中期目標・計画策定に反映

③ 年度評価結果概要

1. 年度評価結果

中期目標・計画の評価指標のうち2025年度が実施年度に該当する項目は全体（358項目）の約85.8%の307項目であった。この中で「達成している」、「概ね達成している」の割合は約83.4%、「遅れているが今年度中に達成可」が約12.1%、「達成困難」が約4.4%であった。以下に、テーマ毎の評価結果数を示す。

【テーマⅠ：教育】全 40件

- ◎：達成している 15件
- ：概ね達成している 17件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 10件
- ▲：今年度中の達成は困難 0件

【テーマⅡ：学修支援・学生支援】全 46件

- ◎：達成している 27件
- ：概ね達成している 21件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 5件
- ▲：今年度中の達成は困難 2件

【テーマⅢ：広報・入試・学生募集】全 27件

- ◎：達成している 15件
- ：概ね達成している 11件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 4件
- ▲：今年度中の達成は困難 2件

【テーマⅣ：教育研究組織・研究】全 11件

- ◎：達成している 5件
- ：概ね達成している 4件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 2件
- ▲：今年度中の達成は困難 0件

【テーマⅤ：地域連携・グローバル化】全 38 件

- ◎：達成している 17 件
- ：概ね達成している 18 件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 0 件
- ▲：今年度中の達成は困難 4 件

【テーマⅥ：大学運営】全 83 件

- ◎：達成している 46 件
- ：概ね達成している 36 件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 10 件
- ▲：今年度中の達成は困難 5 件

【テーマⅦ：設置校】全 62 件

- ◎：達成している 31 件
- ：概ね達成している 19 件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 10 件
- ▲：今年度中の達成は困難 2 件

※1つの評価対象項目を複数の部署が推進しており、それぞれの部署で異なる評価をした場合は、それぞれの評価結果をカウントしている。

④ 2025 年度の中期目標・計画の総括評価

【中期目標・計画全体】

今回、中期目標・計画の点検・評価を実施するにあたり、適切に PDCA サイクルを機能させることを目的として、令和 5（2023）年度から中期目標・計画の様式を見直し、併せて全体の計画内容を整理した。各推進（責任）部署を中心とする本学校法人の構成員は、令和 3（2021）年度に策定した中期目標・計画を改めて検証する機会を得るとともに、単年度で評価が可能となるよう内容を精査したことで、現状の課題を再認識し、改善に向けた意識を一層高めることにつながったといえる。

学校法人を取り巻く環境は年々厳しくなっているが、社会的公器としての大学の責務を果たしていくためには、不断の改善・改革の意識を維持し、中期目標・計画については適切な PDCA サイクルを継続的に運用しながら、本学校法人のさらなる発展を目指すことが不可欠である。

以下に示すのは、【テーマ】ごとの中期目標・計画に関する点検・評価結果を概要である。適切な内部質保証サイクルに基づく年度評価の結果を踏まえ、各構成員が主体的に次年度以降の中期目標・計画を策定することで、本学校法人のより一層の発展に寄与することを期待する。

【テーマⅠ：教育】

教学マネジメントの骨幹をなす 3 つのポリシーに関しては、令和 7 年 1 月 1 日より自己点検・評価委員会から部局長会に三つの方針検証専門部会を移動し、すでに策定されてい

るポリシーの見直しに着手したところである。今年度は学部・学科・センターのポリシーの見直しを詳細かつ具体的に行い、一部の学科のポリシーの変更を実際に行った。

教学マネジメントの推進に関し、部局長会傘下に全学的重要事項を少人数で検討するワーキンググループを設置し、2024年度からの教学マネジメント体制の整理・確立に向けた取り組みを実施した。その一つである数理・データサイエンス・AI 教育部会のカリキュラム検討により文科省から数理・データサイエンス・AI 教育プログラム導入校として認可された。

一方、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーの具体化の一つである、カリキュラムのスリム化、カリキュラムマップについては、委員会での審議は進んでいるものの、具体的な作成については現在検討中である。ナンバリングについては今年度に作成できた。

内部質保証を担保するデータの収集・分析手法の開発、各学位プログラム担当部署への提示については緒についたところである。

国家試験・教員採用試験対策、学修成果の可視化等に関しては、学習支援教員の配置、LMS (Web Class) の導入など枠組みの整備は進んだので、成果の評価を行う段階に入った。学修成果の可視化に伴う成績評価の厳格化は評価者によるばらつきが大きく今後の課題として残る。

大学院教育に関しては、3つのポリシーの見直しや、教員資格審査など見直すべき課題が明らかになっている。

#### 【テーマⅡ：学修支援・学生支援】

学修支援については、部局長会の下にリメディアル教育部会を設置し、学修支援に関する具体的方策を策定した。この方策に基づき、理学療法学科、生命科学科の2学科で学修支援システムのプロトタイプを導入・実施し、その結果を踏まえて全学への展開を予定している。

支援を必要とする学生へのワンストップ窓口として機能している総合学生支援センターの活動は着実に充実してきている。一方で、精神的な支援を要する学生が増加傾向にあることへの対応や、2024年4月から義務化された「合理的配慮」に関する学内コンセンサスの醸成が、引き続き重要な課題である。また、カフェテリアの充実やコンビニ売店の整備など、学生生活環境のさらなる向上も課題として残されている。

キャリア教育については、インターンシップを中心とした教育内容の充実が求められているが、設定された多くの評価項目については、2025年度の評価として着実な成果が表れつつある。

#### 【テーマⅢ：広報・入試・学生募集】

Web や SNS を用いた広報、高校訪問、出前授業などの取組は、年度計画に沿って高い進捗で実施されている。一方で、学生募集状況は学内外的ともに二極化が進み、厳しさを増している。このような環境下では、戦略的かつ斬新な広報手法の導入が求められ、広報方針について学内の合意形成図ったうえで、抜本的な改革を見据えた中期計画の策定が必要である。特に、学生募集が厳しい状態が続く学科・コースについては、学科教員と連携し

た高校訪問など実施し、募集活動の強化を図っている。

Web を中心とする広報戦略については、専門業者による数値解析に加え、ステークホルダーによるモニタリングの導入も検討し、広報効果の適切な評価体制を構築した。

入試に関してはこれまで大きな事故や問題もなく着実・堅実に実施してきている。今後はより柔軟なアドミSSIONの在り方を検討することが求められる。また、面接評価が個人に依存しやすいという課題を踏まえ、公平性を担保するため、基礎学力試験得点と面接点の比率を5:5から7:3に変更した。一方で、学科のアドミSSION・ポリシーを十分に理解せず出願する志願者や、入学後のミスマッチにより退学に至る学生が目立ち始めている。このため、オープンキャンパス等を通じた情報提供の充実に加え、転部・転科制度を柔軟に運用し、学生を社会に送り出すための支援体制の強化が求められる。これらを実現するためには、入学前から卒業後までを一貫して管理できる学生管理システムの全学的な構築が不可欠である。

大学に最も近い位置付けにある提携校との高大接続は着実に実施されている。今後は、さまざまなレベルでの交流を通じて提携校からの入学者を増加させることが、経営的観点からもより一層重要となる。

#### 【テーマⅣ：教育研究組織・研究】

学科や専攻の名称変更など、小規模な組織改編はこれまで実施されてきたが、2028年に予定されている23区内定員規制の解除を見据えると、東京西キャンパスの将来構想を含む抜本的な組織改革が求められる。そのためには、外部有識者を含めた組織を学長の基に設置し、将来構想のグランドデザインを検討していく必要がある。また、2025年度以降の申請で必須となる基幹教員制度については導入に向けた体制整備を進め、実現に至ったところである。

検討課題として挙げられている大学院(公認心理師課程)のコース設置、医療科学研究科の修士課程の一本化については、具体的な工程表を策定したうえで、計画的に推進していくことが求められる。

研究に関しては、競争的資金の獲得において一定の採択率は維持しているものの、PDCAサイクルが十分に機能しているとは言い難い。競争的資金を獲得しやすくするための具体的方策や実験室供与、マッチングファンドなどの優遇措置について検討することが望まれる。また、長年運用されてきた教育推進特別研究費についても、制度本来の目的に立ち返り、内容の見直し・改善を行う必要がある。

#### 【テーマⅤ：地域連携・グローバル化】

地域連携については、様々なチャンネルを通じて草の根的に活動が展開されており、これらの取組を地域連携推進センターが一元的に取りまとめている。同センターが発行する地域推進センター年報はすでに第9巻を数えており、山梨県上野原市や東京都足立区をはじめ、大学の立地自治体との連携はサークル単位から学科、大学レベルまで多岐にわたり、東京西キャンパスにおける障がい者乗馬会やふれあいの日、千住キャンパスにおける体験！1日大学生、のびのびプレイデイ、夢の体験教室などの活動は、地域連携事業として定着しつつある。

また、港区との包括協定の締結など、新たな連携の枠組みも開始された。具体的には、初任者研修への協力や中学生の移動教室への支援など、活動の幅が広がっている。今後は、限られたリソースを有効活用する観点から、これらの取組に対する効果検証を行うとともに、教職員のスキル向上を図ることが必要である。

国際交流に関しては 2019 年 11 月に中国・中瑞酒店管理學院 (Beijing Hospitality Institute、以下 BHI) と学術交流協定を締結し、2023 年 4 月に 1 期生 9 名、2024 年 4 月に 2 期生 4 名、2025 年 4 月には 3 期生 10 名を医療福祉学科に受け入れた。2022 年 1 月には国際交流事業の推進する「国際交流センター」を設置し、海外の大学等との連携を組織的に推進するとともに、学生交流・学術交流の活性化、海外派遣学生及び受入留学生に対する教育・支援体制の充実を進めている。

本学教職員の研究・教育ネットワークを最大限に活かし、協定候補校へ直接的にアプローチや相互視察等を通じて本学の特色の理解を促進し、新規協定校の拡充につなげた。具体的には、Nanyang Polytechnic (以下 NYP、シンガポール)、Edith Cowan University (以下 EDU、オーストラリア)、Kasetsart University (以下 KU、タイ)、Suranaree University of Technology (以下 SUT、タイ) との協定締結、Singapore Institute of Technology (以下 SIT、シンガポール) との相互海外研修のための環境整備などがあげられる。また、BHI に続き、中国各地の大学との連携に関しても、中国語に精通した教員を派遣し、交流体制の整備を進めている。

2025 年 9 月には、上記の提携に基づき、NYP へ 13 名の短期海外研修学生 (看護学科、医療福祉学科学生) を派遣した。今後は、留学生に対する修学支援について、日本での生活適応に関する支援に加えて、日本語科目の設置や日本語学習支援の強化を図る。また、本学学生と留学生が相互に交流を深める機会の提供など、より手厚い施策の充実を目指す。

#### 【テーマⅥ：大学運営】

法令遵守に基づくガバナンス強化については、ガバナンスコードの策定、財務理事会・理事会の定期開催による意思決定の透明化、中期目標・計画の策定及び評価など、計画に沿って順調に進んでいる。今後は、これらの施策による成果を検証する段階へ移行することから、大学を外部の視点から総合的に評価するため、学外有識者を中心とした懇談会の設置を行った。

財務基盤の確立は大学運営の最重要事項の一つである。現時点では大学経営に支障をきたす重大な問題は生じていないものの、今後の推移は必ずしも楽観できない。学生納付金収入は定員充足率に直結するため、広報・入試・学生募集に状況が財務状況にそのまま影響する。有価証券の安定的運用については、透明性の確保と監事監査が有効に機能しており、今後も現行の堅実な運用方針を継続することが望ましい。

学内通信ネットワーク、図書館、グラウンド等の共通設備の運用・改修については、中期的な計画を設定し、教育研究の基盤整備として段階的な充実を図っている。

また、構成員に関わる課題として帝京科学大学行動指針の策定、研究倫理にかかる研修、ハラスメント防止に関する相談・研修などの取組は計画通り進捗しており、大きな問題は生じていない。これらの予防的施策については、引き続き教職員への浸透を図り、安定した教育研究体制の構築につなげる必要がある。一方で、教職員の資質向上や教職協働の促

進といった積極的な施策については十分とは言えず、改善が求められる。特に事務職員については、研修による専門性向上や、事務局内での横断的な業務遂行が必要であり、永年在職表彰等のインセンティブ施策も検討に値する。また、最大の大学構成員である学生の大学運営への参画は、FD委員会の学生との懇談会を実施するなど、進めてはいるものの充分とは言えるまでには至っておらず、今後の重要な検討課題である。

自己点検・評価に関しては、自己点検・評価委員会の定期開催（年2回）、部局長会傘下の中期目標・計画推進ワーキンググループによる目標・計画の設定など、形式上は教学マネジメント指針に沿った活動を実施している。2025年度は中期目標・計画の単年度評価を中心に、エビデンス集としての各種データの更新・評価に加え、点検・評価項目として「新評価基準1・5・6」の点検・評価を行った。2026年度以降は、既に基準項目・評価の視点が公表されている令和9(2027)年度の認証評価受審を見据え、継続的に点検・評価を重ねていく。

#### 【テーマⅦ：設置校】

##### ○帝京第五高等学校

法人本部との連携強化及び指導体制の整備は順調に進んでいる。今後はこの取組を継続的に強化し、重要課題である生徒募集の改善を最優先事項として取り組む必要がある。同時に、適切な組織体制を構築し、教員一人ひとりが主体的に責任を持つ組織文化の醸成を図る。また、課題が多かった強化部については、整理・再構築を進め運営の透明性を高めることで、生徒募集の向上につなげていく。

##### ○帝京福祉専門学校

XやInstagram、Youtubeなどの媒体を用いた広報活動は計画通り実施されたものの、入学者の増加には必ずしも直結されていない。今後は、昨年度の国家試験合格率100%という成果を踏まえ、高校訪問やオープンキャンパスの広報を強化するとともに、留学生向け広報と日本語学校との連携に注力する。また、介護の魅力を発信する取組みやナイトオープンキャンパスなど、新規企画を展開することで幅広い層へアプローチし、学生募集の拡大を図る。

##### ○愛媛帝京幼稚園

現状では定員割れの状況にあるものの、広報活動・園児募集は着実に進展している。引き続き教育プログラムの一層の充実を図るとともに、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応可能な体制を整え、中期目標・計画の達成を目指す。

##### ○帝京科学大学千住桜木保育園

園児の入園サイクルは安定しており、定員割れではあるものの、園児数はほぼ安定的に推移している。大学附属園としての強みを活かし、各学部・学科と連携した行事や取組みは計画通り実施されている。足立区内の保育園数が充足した現在、これまで不十分であった広報活動を強化するとともに、保育士の資質向上を図り、地域内での競争力を備えた園として発展させる必要がある。

### Ⅲ. 【3】 エビデンス集の更新

- ・別途資料参照（学内版のみ）

帝京科学大学

・法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	同条の趣旨を踏まえ、本学の目的については学則第 1 条に規定し、各学部及び各学科の目的については、「帝京科学大学各学部及び各学科の目的に関する規則」で定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	専門職大学ではない。	1-1
第 85 条	○	「帝京科学大学学則」第 1 条に定める教育研究上の目的を達成するため、「生命環境学部」「医療科学部」及び「教育人間科学部」の 3 学部を設置している。	1-2
第 87 条	○	学則第 3 条に「修業年限は、4 年とする」を定めている。	4-1
第 88 条	○	学則第 24 条に、科目履修生の入学前の既修得単位等の認定の規定を定めている。「別に定める」規則として、「入学前の既修得単位等の認定に関する取扱規則」が定められている。	4-1
第 88 条の 2	—	専門職大学ではない。	4-1
第 89 条	—	該当なし（本学は、早期卒業制度は設けていない）	4-1
第 90 条	○	入学資格は学則第 10 条に定めており、入学予定者から卒業（修了）証明書を提出させることにより、入学資格の確認を行っている。	3-1
第 92 条	○	学則第 34 条に本学に置く教職員の職種、「帝京科学大学教員選考基準」に教員の各職位の選考基準を定め、教育研究に必要な員数を確保し、適切に配置している。事務職員については、「帝京科学大学事務組織規程」に基づき、適切に配置している。※1	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 35 条に、本学に教授会を置くこと、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項を定めるとともに、「帝京科学大学教授会規程」第 3 条に学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項を定めている。	5-1
第 104 条	○	学則第 29 条に基づき、「帝京科学大学学位規程」に「学士」及び「修士」並びに「博士」の授与要件等を定めている。	4-1
第 105 条	—	該当なし（本学学生以外の特別の課程を編成していない）	4-1
第 108 条	—	該当なし（本学は短期大学を設置していない）	3-1
第 109 条	○	学則第 1 条の 2 及び大学院学則第 8 条に自己点検及び評価について定めるとともに、「自己点検・評価実施規程」を設け、自己点検・評価を行っている。本学ホームページにおいて認証評価結果、自己点検評価書等を公表している。	2-2
第 113 条	○	学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定められた情報を大学ホームページにおいて公表している。	4-2
第 114 条	○	「帝京科学大学事務組織規程」及び「帝京科学大学千住キャンパ	5-1

帝京科学大学

		ス就業規則」、「帝京科学大学東京西キャンパス就業規則」に従って、事務職員は事務をつかさどり、技術職員は技術に従事している。	5-3
第 122 条	○	編入できる者については、学則第 14 条に「一 短期大学又は高等専門学校を卒業した者」と定めている。	3-1
第 132 条	○	編入できる者については、学則第 14 条に「二 学校教育法第 132 条に規定する専修学校の専門課程を修了した者」と定めている。	3-1

※1 自然環境学科の設置基準上の教員数の不足については基幹教員制度にて対応を予定している。

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	全て学則に定めている。「二 部科及び課程の組織に関する事項の課程」について「帝京科学大学履修規則」で定めている。	4-1 4-2
第 24 条	○	「学校法人帝京科学大学文書取扱規程」に基づき、学籍簿、卒業・成績の証明に必要な記録、健康診断結果を管理している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 44 条に懲戒処分の根拠規定を設け、学生の懲戒処分等の手続きについては「帝京科学大学学生懲戒等の処分に関する規程」第 4 条に定めている。	5-1
第 28 条	○	学校法人帝京科学大学文書取扱規程において学校教育法施行規則で定める学校備付表簿を定め、各部署で保管している。	4-2
第 143 条	—	該当なし（代議員会を置いていない）	5-1
第 146 条	○	学則第 3 条により修業年限 4 年と定めるとともに、単位の取り扱いは、学則第 24 条の 3 において定めている。科目等履修生に対する既修得単位等の認定等については、学則第 24 条で定めるとともに、必要な事項は「入学前の既修得単位等の認定に関する取扱規則」で別に定めている。	4-1
第 147 条	—	該当なし（本学は、早期卒業制度は設けていない）	4-1
第 148 条	—	該当なし（本学は、早期卒業制度は設けていない）	4-1
第 149 条	—	該当なし（本学は、早期卒業制度は設けていない）	4-1
第 150 条	○	入学資格について学則第 10 条に定めている。	3-1
第 151 条	—	該当なし（飛び入学制度は設けていない）	3-1
第 152 条	—	該当なし（飛び入学制度は設けていない）	3-1
第 153 条	—	該当なし（飛び入学制度は設けていない）	3-1
第 154 条	—	該当なし（飛び入学制度は設けていない）	3-1
第 161 条	○	短期大学を卒業した者の編入学について学則第 14 条に定めており、選考の上相当年次に入学を許可している。	3-1
第 162 条	○	外国の大学等に在学した者の転学については、学則第 15 条において定め、これを適応している。	3-1

帝京科学大学

第 163 条	○	学則第 5 条において、学年の始期、終期を定めている。入学の時期については、学則 9 条において定めている。学則第 28 条において卒業の時期について定め、卒業認定は次年度の前期の終りに行うことも認めている。	4-2
第 163 条の 2	—	該当なし（学修証明書の交付はない）	4-1
第 164 条	—	該当なし（履修証明書の交付はない）	4-1
第 165 条の 2	○	教育上の目的を踏まえ、学科及び専攻ごとに「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」、「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」を定め、本学のホームページにおいて公表している。	1-2 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則第 1 条の 2 に自己点検及び評価について定めるとともに、自己点検・評価実施規程を設け、自己点検・評価体制を構築し実施している。自己点検評価書等をホームページにおいて公表している。	2-2
第 172 条の 2	○	第 172 条の 2 に掲げられた情報をホームページに掲載し、広く周知を図っている。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 28 条及び第 29 条、「帝京科学大学学位規程」第 14 条において学位の授与について定めている。	4-1
第 178 条	○	「高等専門学校を卒業した者の編入学」について、学則第 14 条に定めており、選考の上、相当年次に入学を許可している。	3-1
第 186 条	○	「専修学校の専門課程を修了した者」の編入学について、学則第 14 条に定めており、選考の上、相当年次に入学を許可している。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令に基づき設置しており、基準を遵守している。自己点検・評価を実施し、法令遵守状況の確認等も行って、質の向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	「帝京科学大学各学部及び各学科の目的に関する規則」にて学部、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	学則第 12 条に入学者の選考について定めるとともに、入学試験委員会規程を定め、適切な体制を整え、これに基づき公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を実施している。	3-1

帝京科学大学

第3条	○	学則第2条に学部について定めており、教育研究上、適当な規模内容を有している。	1-1
第4条	○	学則第2条に学部・学科について定めており、学部にはそれぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えた学科を設けている。	1-1
第5条	—	該当なし（課程については設けていない）	1-1
第6条	—	該当なし（学部以外の基本組織は置いていない）	1-2 4-2 5-2
第7条	○	教育研究上の目的を達成するために、千住キャンパス、東京西キャンパスの両キャンパスに必要な教員及び事務職員等を適正に配置している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第8条	○	帝京科学大学スチューデント・アシスタント（SA）に関する取扱細則に規定している。但し、第1項の基幹教員制度については導入に向けて対応中である。	4-2 5-2
第9条	—	該当教員は、配置していない。	4-2 5-2
第10条 (旧第13条)	○	本学は旧制度を利用しており、遵守している。 基幹教員制度については、本学では導入に向けて対応中である。	4-2 5-2
第11条	○	帝京科学大学FD委員会規程に規定している。	4-2 4-3 5-3
第12条	○	「帝京科学大学学長等選任規程」第2条に規定している。	5-1
第13条	○	「帝京科学大学教員選考基準」第2条に教授の資格を定め、適正に選考している。	4-2 5-2
第14条	○	「帝京科学大学教員選考基準」第3条に准教授の資格を定め、適正に選考している。	4-2 5-2
第15条	○	「帝京科学大学教員選考基準」第4条に講師の資格を定め、適正に選考している。	4-2 5-2
第16条	○	「帝京科学大学教員選考基準」第5条に助教の資格を定め、適正に選考している。	4-2 5-2
第17条	○	帝京科学大学教員選考基準に「助手」について定めていないが、帝京科学大学における助手の取扱内規に従って、選考している。	4-2 5-2
第18条	○	教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮し、学則第2条で収容定員及び編入学定員を定めて	3-1

帝京科学大学

		おり、これに基づき在籍学生を適切に管理している。 なお、昼夜開講制を実施しておらず、外国に学部、学科その他の組織を設けていない。	
第 19 条	○	教育課程の編成方針については、ディプロマ・ポリシーを達成するために学部学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を編成している。	4-2
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開設科目は開設していない。）	4-2
第 20 条	○	学則第 21 条において、授業科目は、共通科目及び専門科目を置き、必要に応じて特別科目を置くことができる、と定めている。「帝京科学大学履修規則」において各授業科目を必修科目、選択科目に分け、配当年次を定めている。	4-2
第 21 条	○	学則第 27 条において各授業科目に対する単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じた単位の計算方法を定めている。	4-1
第 22 条	○	学則第 22 条の 2 において、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたること原則とする、と定めている。	4-2
第 23 条	○	学則第 22 条の 2 において、各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする、と定めている。	4-2
第 24 条	○	教務・学生委員会の下に設置されている「カリキュラム適正化部会」において前年度の履修者数の状況を考慮して適正化を図るとともに、クラス分けの実施や同一内容の科目を前期・後期とも開設するなど、学生数の調整を行っている。 共通・教養科目など一部多人数で行う講義科目もあるが、総合教育センター会議における定期的な検証を行うなど、全体として概ね適正な数を管理している。	4-2
第 25 条	○	授業の方法は学則第 22 条の 3 において定め、これに従って運用している。授業の方法及び内容・計画をシラバスに明示している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	学則第 26 条において成績評価について定め、シラバスにより授業の方法及び内容・計画を記載している。また、学年暦及び時間割によってスケジュールを提示している。 学修の成果に係る評価基準については、シラバスにより具体的に明示して学生に周知しており、単位認定の基準の明確化と厳正な運用を行っている。	4-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制なし）	4-2
第 27 条	○	学則第 26 条において単位の授与は、学生が授業科目を履修した場合には試験、論文、報告書その他によって成績の評価を行い、合格・不合格によって成績を表し、合格者に対して所定の単位を与える、と定め単位認定を行っている。	4-1
第 27 条の 2	○	履修規則第 4 条 3 項により、履修単位の上限は学期ごとに 24 単位	4-2

帝京科学大学

		とする、と定めている。	
第 27 条の 3	—	該当なし（連携開設科目は開設していない。）	4-1
第 28 条	○	学則第 25 条に、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について定め、60 単位を限度として修得した単位を卒業に必要な単位として認めることとしている。	4-1
第 29 条	○	学則第 25 条の 2 において、大学以外の教育施設等における学修について定め、60 単位を限度として修得した単位を卒業に必要な単位として認めることとしている。	4-1
第 30 条	○	学則第 24 条及び「入学前の既修得単位等の認定に関する取扱規則」に基づき、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を限度として本学において修得したものとして認めることとしている。	4-1
第 30 条の 2	—	該当なし（学士課程における長期履修制度はない）	4-2
第 31 条	○	学則第 37 条において科目等履修生について定めている。「帝京科学大学科目等履修生規則」において、単位の認定等について定めている。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則 23 条において、卒業の要件は 124 単位以上、看護学科は 125 単位以上修得しなければならない、と定めている。学則第 28 条において、本学に 4 年以上在学し、所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する、と定めている。	4-1
第 33 条	—	設定なし（授業時間制をとっていない）	4-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、中庭、学生ホール、カフェテリア、ラウンジ等を整備している。	3-5
第 35 条	○	運動場 139,195.7 m <sup>2</sup> 設けている。	3-5
第 36 条	○	大学設置基準を満たす専用の施設を備えている。	3-5
第 37 条	○	校地の面積は 266,312.9 m <sup>2</sup> であり、基準を満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は 127,117.2 m <sup>2</sup> であり、基準を満たしている。	3-5
第 38 条	○	学則第 45 条に本学に附属図書館を置くと定め、「附属図書館規則」を定めている。千住図書館、東京西図書館の総面積は 4,893 m <sup>2</sup> であり、座席数は約 730 席、閲覧室、視聴覚スペース、ラーニングコモンズ等有している。各キャンパスには司書を配置しており、総蔵書数 20 万冊 3 千冊、雑誌約 1,630 タイトル、視聴覚資料約 4,980 点を有している。	3-5
第 39 条	—	該当の附属施設なし	3-5
第 39 条の 2	—	該当なし	3-5
第 40 条	○	必要な機械、器具等を備えている。	3-5
第 40 条の 2	○	各キャンパスにおいて教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	3-5

帝京科学大学

第40条の3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動に資する新校舎等の施設の計画的な整備や老朽施設等についても計画的に整備するための経費を確保するとともに、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第40条の4	○	大学、学部及び学科の名称は、大学等として適当であり、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第41条	—	学部等連携課程実施基本組織は置いていない。	4-2
第42条	—	該当なし（専門職学科は置いていない）	1-1
第42条の2	—	該当なし（専門職学科は置いていない）	3-1
第42条の3	—	該当なし（専門職学科は置いていない）	5-2
第42条の4	—	該当なし（専門職学科は置いていない）	4-2
第42条の5	—	該当なし（専門職学科は置いていない）	4-2 5-1
第42条の6	—	該当なし（専門職学科は置いていない）	4-2
第42条の7	—	該当なし（専門職学科は置いていない）	4-2
第42条の8	—	該当なし（専門職学科は置いていない）	4-1
第42条の9	—	該当なし（専門職学科は置いていない）	4-1
第42条の10	—	該当なし（専門職学科は置いていない）	3-5
第43条	—	該当なし（共同教育課程を設けていない）	4-2
第44条	—	該当なし（共同教育課程を設けていない）	4-1
第45条	—	該当なし（共同教育課程を設けていない）	4-1
第46条	—	該当なし（共同学科を設けていない）	4-2 5-2
第47条	—	該当なし（共同学科を設けていない）	3-5
第48条	—	該当なし（共同学科を設けていない）	3-5
第49条	—	該当なし（共同学科を設けていない）	3-5
第49条の2	—	該当なし（工学に関する学部は設けていない）	4-2
第49条の3	—	該当なし（工学に関する学部は設けていない）	5-2
第49条の4	—	該当なし（工学に関する学部は設けていない）	5-2
第58条	—	該当なし（外国に学部学科を設けていない）	1-1
第59条	—	該当なし（大学院大学を設けていない）	3-5
第61条	—	該当なし	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条			2-2

帝京科学大学

			2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2 5-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-2
第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2
第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2 4-2
第 19 条			4-1
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2
第 28 条			4-1 4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2

			5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1

帝京科学大学

第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 29 条において学位について定めるとともに、「帝京科学大学学位規程」第 3 条において学位授与の要件について定め、本学を卒業した者に対して学士の学位授与を行っている。	4-1
第 2 条の 3	—	専門職大学ではない。	4-1
第 10 条	○	専攻分野の名称及び学位名称等については、学則第 2 条及び「帝京科学大学学位規程」第 21 条において定め、本学の目的に照らし、適切な名称を付記している。	4-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成していない。	4-1
第 13 条	○	学位規程に変更があった場合は、文部科学省に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	当該法令を適正に遵守し、法人及び大学関係者に対し、特別の利益供与が行われないよう厳正に対応する。	6-1
第 27 条	○	寄附行為第 70 条第 2 項において寄附行為の備付け及び閲覧について定めている。	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 6 条第 1 項及び第 2 項にて理事選任機関について定めている。また、学校法人帝京科学大学理事選任機関運営規程も整備している。	6-1
第 30 条	○	寄附行為第 6 条第 5 項及び第 6 項並びに第 7 条にて理事の選任について定めている。	6-1
第 31 条	○	寄附行為第 8 条にて、理事の資格及び構成について定めている。	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 14 条の規定により理事会を置き、これに基づき適切に運営している。	2-1 2-3

帝京科学大学

			6-1 6-2
第 37 条	○	寄附行為第 14 条第 3 項及び第 4 項並びに第 5 項において、理事長及び代表業務執行理事の職務を定めている。	6-1 6-2
第 39 条	○	寄附行為第 17 条にて理事長及び代表業務執行理事の報告義務について定めている。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条にて理事会の議事録について定めている。	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 23 条にて監事の選任について定めている。	6-3
第 46 条	○	寄附行為第 24 条にて監事の資格について定めている。	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 29 条にて監事の職務について定めている。	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 31 条第 4 項にて、理事が評議員会に提出しようとする議案等に関する監事の調査義務について定めている。	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 29 条第 3 項にて、監事の理事会及び評議員会への出席について定めている。	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 29 条第 2 項及び第 4 項にて、監事の理事会等への報告について定めている。	6-2
第 61 条	○	寄附行為第 33 条にて評議員の選任について定めている。	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 34 条及び第 37 条にて評議員の資格及び構成について定めている。	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 38 条にて評議員会の職務等について定めている。	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 48 条にて評議員会の議事録について定めている。	6-3
第 80 条	○	寄附行為第 51 条にて会計監査人の選任について定めている。	6-3 6-5
第 86 条	○	寄附行為第 56 条第 3 項にて会計監査人の職務等について定めている。	6-5
第 99 条	○	寄附行為第 58 条にて、予算及び事業計画を毎年度作成することを定めている。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 59 条にて役員及び評議員の報酬について定めている。具体的な支給の基準は「学校法人帝京科学大学役員及び評議員の報酬等の支給基準」に定めている。	6-2 6-3
第 103 条	○	寄附行為第 69 条にて、計算書類等の作成について定めている。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為第 29 条第 2 項にて計算書類等の監査等について定めている。	6-2 6-5

帝京科学大学

第 105 条	○	寄附行為第 69 条第 2 項にて計算書類等の定時評議員会への報告について定めている。	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 70 条第 2 項にて計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧について定めている。	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 70 条第 2 項にて財産目録及び役員等名簿の作成、備置き及び閲覧について定めている。	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 72 条にて寄附行為の変更について定めている。	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 5 条にて会計監査人を置くことを定めている。	6-5
第 145 条	○	寄附行為第 30 条にて常勤監事について定めている。	6-3
第 146 条	○	寄附行為第 8 条の規定に基づき、外部理事 2 名以上の選任については理事選任機関において行っている。 寄附行為第 17 条にて理事長及び代表業務執行理事の報告義務について定めている。	6-2
第 148 条	○	「内部統制システム整備の基本方針」を制定し、2025 年 4 月 1 日に施行した。 寄附行為第 58 条にて、事業計画及び事業に関する中期的な計画を編成すると定めている。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 76 条にて情報の公表について定めている。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則に大学院の目的を定め、高度な教育研究を通して深く専門の学術を探究し、広く人類の福祉に貢献することを目的としている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条により、理工学研究科及び医療科学研究科を設置する旨定めている。	1-1
第 102 条	○	大学院の入学資格は大学院学則第 22 条において定めている。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	修士課程の入学資格は大学院学則第 22 条において定めている。	3-1
第 156 条	○	博士課程の入学資格は大学院学則第 23 条において定めている。	3-1
第 157 条	○	特別進学（飛び入学）については、学生便覧に掲載し、学生にあらかじめ示している。	3-1
第 158 条	—	特別進学（飛び入学）の該当者がいないため、自己点検・評価は行っていない。	3-1

帝京科学大学

第 159 条	○	大学院学則第 22 条において入学資格を定めるとともに、特別進学（飛び入学）については、学生便覧に掲載し、学生にあらかじめ示している。	3-1
第 160 条	—	該当なし	3-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本学は、学校教育法その他の法令等を遵守している。内部質保証に関する方針を定めるとともに、自己点検・評価実施規程に従って自己点検・評価を実施し、教育研究水準の向上に努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	本学大学院の目的については大学院学則第 1 条に規定し、「帝京科学大学大学院研究科及び専攻の目的に関する規則」を定めている。	1-1
第 1 条の 3	○	大学院学則第 25 条において、入学者の選考について定めている。これに従い大学院研究科委員会で合否を審議し、学長が合格者を決定している。入学者選抜方法は、大学院研究科委員会で審議し、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて入学者選抜を行っている。	3-1
第 2 条	○	大学院理工学研究科及び医療科学研究科に修士課程、博士課程を設置している。	1-1
第 2 条の 2	○	大学院学則第 12 条の 2 により、医療科学研究科に専ら夜間において教育を行う修士課程を置いている。	1-1
第 3 条	○	本学大学院修士課程については、大学院学則第 3 条、第 10 条、第 19 条により、大学院設置基準第 3 条に規定されている内容を定めている。	1-1
第 4 条	○	本学大学院博士課程については、大学院学則第 4 条、第 10 条、第 19 条により、大学院設置基準第 4 条に規定されている内容を定めている。	1-1
第 5 条	○	大学院の目的、研究科及び課程、専攻について大学院学則第 1 条、第 2 条及び第 5 条に定め、大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-1
第 6 条	○	大学院学則第 5 条に定めるとおり、理工学研究科には「バイオサイエンス専攻」「環境マテリアル専攻」「アニマルサイエンス専攻」の修士課程 3 専攻を設置している。また、理工学研究科の博士課程として、「先端科学技術専攻」を設置している。 医療科学研究科には、「総合リハビリテーション学専攻」「看護学専攻」「柔道整復学健康ケア専攻」の修士課程 3 専攻を設置している。また、医療科学研究科の博士課程には、「医療科学専攻」を設置している。	1-1

帝京科学大学

第7条	○	本学の各研究科及び各専攻については、当該研究科等の専門分野の基礎となる学部学科を「基礎となる学部等」とし、本学各研究科の組織が、大学院学則第1条、第3条、第4条に定める目的にふさわしいものとなるよう適切に連携を図っている。	1-1
第7条の2	—	該当する研究科は設置していない	1-1 4-2 5-2
第7条の3	—	該当する研究科以外の基本組織は設置していない	1-1 4-2 5-2
第8条	○	大学院の教育研究上の目的を達成するため、専攻ごとに教育課程を編成するとともに教育研究指導体制を構築し、適切な専任教員（学部兼任）を配置している。年齢構成についても著しい偏りがないよう考慮している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	「帝京科学大学大学院担当教員資格審査要項」を定め、これに則り教員を審査し適正に配置している。専攻ごとに文部科学大臣が定める基準数以上の教員を配置しているが、一部の専攻で教員の一時的な不足がある。※1	4-2 5-2
第9条の3	○	授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために、学部と連携し、組織的な取組みを実施している。	4-2 4-3 5-3
第10条	○	教員組織、施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、大学院学則第5条で収容定員を定め、適切に管理を行っている。なお、外国に研究科、専攻その他の組織を設けていない。	3-1
第11条	○	大学院学則第12条及び「帝京科学大学大学院研究科履修規則」により、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目及び研究指導について定めている。カリキュラム編成にあたっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させ、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮している。	4-2
第12条	○	大学院学則第12条により、授業及び学位論文の作成等に対する指導（研究指導）について定めている。	3-2 4-2
第13条	○	大学院学則第17条及び「帝京科学大学大学院研究科履修規則」第5条により研究指導教員について定め、授業科目の履修指導及び研究指導を教員が行っている。大学院学則第16条により、他の大学院等における研究指導について定めている。	3-2 4-2

帝京科学大学

第 14 条	○	大学院学則第 12 条の 2 において教育方法の特例を定め、医療科学研究科修士課程について専ら夜間において教育を行う課程と定めている。また、医療科学研究科博士課程について、教育上特別の必要があると認められる場合には夜間その他特定の時間または時期において、授業または研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う課程と定めている。	4-2
第 14 条の 2	○	シラバス、学年暦、時間割等により、学生に対し授業の方法及び内容、授業及び研究指導の計画について明示している。 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定についても、大学院学則第 18 条及び 19 条、「帝京科学大学大学院研究科履修規則」、「帝京科学大学学位規程」において定め、学生便覧等により学生に明示している。「帝京科学大学大学院学位審査取扱要項」を定め、学位審査方法等を明示している。	4-1
第 15 条	○	大学院学則第 39 条において、大学学則及び「帝京科学大学学生規則」を準用する旨定めている。大学院学則 9 条、第 18 条、第 29 条、第 34 条、第 35 条、第 38 条において大学学則を準用しており、第 40 条において読み替えの旨定めている。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	大学院設置基準に基づき、大学院学則第 19 条に修士課程修了の要件及び認定について定めている。	4-1
第 17 条	○	大学院設置基準に基づき、大学院学則第 19 条に博士課程修了の要件及び認定について定めている。	4-1
第 19 条	○	院生研究室等、大学院の教育研究に必要な施設を備えている。	3-5
第 20 条	○	大学院の教育研究に必要な機械、機器等を備えている。	3-5
第 21 条	○	研究科及び専攻に応じた教育研究に必要な図書資料について整備している。	3-5
第 22 条	○	教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を共用している。	3-5
第 22 条の 2	—	該当なし	3-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動に資する環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称は研究科として適当かつ教育研究上の目的にふさわしい名称となっている。	1-1
第 23 条	—	該当なし（独立大学院の設置はない）	1-1
第 24 条	—	該当なし（独立大学院の設置はない）	3-5
第 25 条	—	該当なし（通信教育課程はない）	4-2
第 26 条	—	該当なし（通信教育課程はない）	4-2
第 27 条	—	該当なし（通信教育課程はない）	4-2 5-2
第 28 条	—	該当なし（通信教育課程はない）	3-2 4-1

帝京科学大学

			4-2
第 29 条	—	該当なし（通信教育課程はない）	3-5
第 30 条	—	該当なし（通信教育課程はない）	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	該当なし（研究科等連係課程実施基本組織はない）	4-2
第 31 条	—	該当なし（共同教育課程を設けていない）	4-2
第 32 条	—	該当なし（共同教育課程を設けていない）	4-1
第 33 条	—	該当なし（共同教育課程を設けていない）	4-1
第 34 条	—	該当なし（共同教育課程を設けていない）	3-5
第 34 条の 2	—	該当なし	4-2
第 34 条の 3	—	該当なし	5-2
第 42 条	○	TA（ティーチングアシスタント）として機会を設けている。	3-3
第 43 条	○	本学ホームページに奨学金について公表している。	3-4
第 45 条	—	該当なし（外国に研究科、専攻を設けていない）	1-1
第 46 条	—	該当なし	3-5 5-2

※1 一時的に大学院の基準教員数を満たしていない専攻に関しては、令和 7 年度末において対応済みである。

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2

帝京科学大学

第9条			3-2 4-2
第10条			4-1
第11条			4-2
第12条			4-2
第13条			4-1
第14条			4-1
第15条			4-1
第16条			4-1
第17条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第18条			1-1 4-1 4-2
第19条			3-1
第20条			3-1
第21条			4-1
第22条			4-1
第23条			4-1
第24条			4-1
第25条			4-1
第26条			1-1 4-1 4-2
第27条			4-1
第28条			4-1
第29条			4-1
第30条			4-1
第31条			4-2
第32条			4-2
第33条			4-1
第34条			4-1
第42条			2-2 2-3

帝京科学大学

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第20条及び「帝京科学大学学位規程」第3条により、修士の学位授与の要件について定めている。	4-1
第4条	○	大学院学則第20条及び「帝京科学大学学位規程」第3条により、博士の学位授与の要件について定めている。	4-1
第5条	○	「帝京科学大学学位規程」第8条第2項により、大学院研究科委員会が学位論文の審査のため必要があると認めるときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができると定めている。	4-1
第5条の3	—	専門職大学院は設置していない。	4-1
第12条	○	「帝京科学大学学位規程」第14条第3項により、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に報告することを定めている。	4-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			2-2 2-3
第2条			4-2
第3条			3-2 4-2
第4条			4-2
第5条			4-1
第6条			4-1
第7条			4-1
第8条			4-2 5-2
第9条			3-5
第10条			3-5
第11条			3-2 4-2
第13条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

## 帝京科学大学

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

### エビデンス集一覧

#### エビデンス集（基礎資料編）一覧

コード	タイトル	備考
【資料F-01】	寄附行為	
	学校法人帝京科学大学寄附行為、学校法人帝京科学大学寄附行為施行細則	
【資料F-02】	大学案内	
	ガイドブック 2026	
【資料F-03】	大学学則、大学院学則	
	帝京科学大学学則、帝京科学大学大学院学則	
【資料F-04】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和8年度帝京科学大学入学試験要項	
【資料F-05】	学生便覧	
	学生便覧 履修ガイド 2025	
【資料F-06】	大学組織図	
	学校法人帝京科学大学組織機構図	
【資料F-07】	事業計画書	
	令和7年度事業計画書	
【資料F-08】	事業報告書	
	令和6年度事業報告書	
【資料F-09】	中期的な計画	
	学校法人帝京科学大学中期目標・計画(2022年度～2026年度)	
【資料F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人帝京科学大学規程集	
【資料F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など)がわかる資料	
	理事・監事・評議員、会計監査人の名簿、理事会・評議員会の開催状況(令和6年度)、校法人実態調査表(令和7年度提出分)	
【資料F-12】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)、会計報告(過去5年間)及び財産目録(最新のもの)	
	計算書類(令和2年度～令和6年度)、監事監査報告書(令和2年度～令和6年度) 会計報告(令和2年度～令和6年度)、財産目録(令和6年度)	
【資料F-13】	履修要項、シラバス	
	帝京科学大学履修規則、帝京科学大学大学院研究科履修規則、 令和7年度シラバス	
【資料F-14】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	学生便覧 履修ガイド 2025 (大学・学部・学科・研究科・センター)	
【資料F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	現在、対応しているものなし	該当なし
【資料F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	令和2年度の認証評価にて指摘された事項なし	該当なし

エビデンス集（資料編）一覧

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
・指定するエビデンス資料		
<input type="checkbox"/> 大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【資料 1-1-1】	帝京科学大学ホームページ「大学の概要」→「教育情報の公表」 「各学部および各学科の目的」 ・ <a href="https://www.ntu.ac.jp/tust/purpose/">https://www.ntu.ac.jp/tust/purpose/</a> 「各研究科および専攻の目的」 ・ <a href="https://www.ntu.ac.jp/tust/information/purpose/">https://www.ntu.ac.jp/tust/information/purpose/</a>	
<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【資料 1-1-2】	帝京科学大学部局長会規程	
・自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 1-1-a】	帝京科学大学各学部及び学科の目的に関する規程	
【資料 1-1-b】	帝京科学大学大学院研究科及び専攻の目的に関する規程	
【資料 1-1-c】	初年次テキスト・帝京科学大学で学ぶ学修テキストブック	
【資料 1-1-d】	新入教職員用ガイダンス資料（中途採用教職員も同様）	
【資料 1-1-e】	学校法人帝京科学大学中期目標・計画(2022年度～2026年度)	
【資料 1-1-f】	中期目標・計画ワーキンググループ議事録	
【資料 1-1-g】	帝京科学大学三つの方針検証専門部会運営要項	
【資料 1-1-h】	帝京科学大学三つの方針検証専門部会議事録	
【資料 1-1-i】	学校法人帝京科学大学組織図	
【資料 1-1-j】	帝京科学大学学外有識者懇談会設置要項	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
<input type="checkbox"/> 大学の意思決定に関する組織図		
【資料 5-1-1】	帝京科学大学組織図	
<input type="checkbox"/> 大学の意思決定に関する会議体の規則		
【資料 5-1-2】	学校法人帝京科学大学寄附行為	【資料 F-01】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人帝京科学大学寄附行為施行細則	
【資料 5-1-4】	帝京科学大学部局長会規程	
【資料 5-1-5】	帝京科学大学教授会規程	
【資料 5-1-6】	帝京科学大学大学院研究科委員会規程	
<input type="checkbox"/> 学長の職務権限に関する規則		
【資料 5-1-7】	帝京科学大学学則	【資料 F-03】と同じ
<input type="checkbox"/> 教授会に関する規則		
【資料 5-1-8】	帝京科学大学教授会規程	
<input type="checkbox"/> 教授会の開催日時・議題一覧		

帝京科学大学

【資料 5-1-9】	教授会議事録（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 1 日まで）	
□学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【資料 5-1-10】	帝京科学大学教授会規程	
【資料 5-1-11】	帝京科学大学大学院研究科委員会規程	
【資料 5-1-12】	帝京科学大学学生懲戒の処分に関する規程	
【資料 5-1-13】	帝京科学大学学生の懲戒処分等の実施に関する取扱内規	
□事務局組織図		
【資料 5-1-14】	帝京科学大学事務局組織図	
□事務分掌に関する規則		
【資料 5-1-15】	帝京科学大学事務組織規程	
【資料 5-1-16】	帝京科学大学事務分掌規程	
□職員採用・承認の方針・規則		
【資料 5-1-17】	帝京科学大学事務職員採用・昇格規程（仮）	
□自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-1-a】	帝京科学大学副学長の職務について	
【資料 5-1-b】	帝京科学大学学長補佐設置規程	
【資料 5-1-c】	帝京科学大学学長補佐の職務分担要項	
【資料 5-1-d】	帝京科学大学教学マネジメント体制図	
【資料 5-1-e】	帝京科学大学学長室企画運営会議設置要項	
【資料 5-1-f】	各種委員会名簿	
5-2. 教員の配置		
□教員の採用・承認の方針・規則		
【資料 5-2-1】	帝京科学大学教員選考基準	
【資料 5-2-2】	帝京科学大学教員選考手続規程	
【資料 5-2-3】	帝京科学大学大学院担当教員資格審査要項	
【資料 5-2-4】	大学院担当教員資格審査に関する申合せ	
【資料 5-2-5】	教員公募のホームページの写し	
□教員人事に関する会議体の規則		
【資料 5-2-6】	帝京科学大学教員選考手続規程	【資料 5-2-2】と同じ
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
□FDの方針・計画		
【資料 5-3-1】	帝京科学大学 FD 委員会規程	
【資料 5-3-2】	帝京科学大学大学院 FD 委員会規程	
【資料 5-3-3】	帝京科学大学ベストティーチャー賞規程	
【資料 5-3-4】	求める教員像および教員組織の編成方針	
【資料 5-3-5】	授業改善アンケート取扱内規	
【資料 5-3-6】	ワーキンググループの年間計画表(学生参画・教育力・学生支援)	
□FDの実施報告書		
【資料 5-3-7】	FD 研修会報告	
□SDの方針・計画		
【資料 5-3-8】	帝京科学大学職員の人材育成の方針・目標	
□SDの実施報告書		
【資料 5-3-9】	令和 7(2025)年度研修会年間スケジュール	
【資料 5-3-10】	令和 7(2025)年度研修実施一覧表	
□自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-3-a】	授業改善アンケート結果	

帝京科学大学

【資料 5-3-b】	学生支援 PDCA サイクル結果	
【資料 5-3-c】	助言教員マニュアル	
【資料 5-3-d】	令和 7 年度職員海外研修報告書	
5-4. 研究支援		
□研究環境に関する調査の結果		
【資料 5-4-1】	帝京科学大学研究推進委員会規程	
【資料 5-4-2】	研究推進に関する事前審査部会設置要項	
□研究環境整備の方針・計画		
【資料 5-4-3】	令和 7(2025)年度第 1 回東京西キャンパスピアレビュー会合議事録	
【資料 5-4-4】	帝京科学大学における公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 5-4-5】	帝京科学大学研究倫理規程	
□研究倫理に関する規則		
【資料 5-4-6】	帝京科学大学人を対象とする研究に関する倫理規程	
【資料 5-4-7】	人を対象とする研究倫理審査状況（令和 7(2025)年度）	
□研究費の適正利用に関するマニュアル		
【資料 5-4-8】	帝京科学大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 5-4-9】	科学研究費助成事業公募説明会資料	
□研究活動への資源配分に関する規則		
【資料 5-4-10】	動物実験に関する検証結果報告書	
【資料 5-4-11】	帝京科学大学動物実験及び動物飼養に関する規程	
□研究活動に対する RA など人的資源に関する規則		
【資料 5-4-12】	研究費及び研究旅費運用方法（理事長決裁）	
【資料 5-4-13】	教育推進特別研究費要項	
□科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【資料 5-4-14】	令和 7（2025）年度教育推進特別研究費一覧	
□外部資金応募・獲得の実績一覧		
【資料 5-4-15】	科学研究費助成事業採択率（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
□組織倫理に関する規則		
【資料 6-1-1】	帝京科学大学行動指針	
□情報公表に関する規則		
【資料 6-1-2】	学校法人帝京科学大学寄附行為	【資料 F-01】と同じ
□学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【資料 6-1-3】	<a href="https://www.ntu.ac.jp/tust/information/index.html">https://www.ntu.ac.jp/tust/information/index.html</a>	
□私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【資料 6-1-4】	<a href="https://www.ntu.ac.jp/tust/zaimu/index.html">https://www.ntu.ac.jp/tust/zaimu/index.html</a>	
□内部統制システムの基本方針		
【資料 6-1-5】	学校法人帝京科学大学内部統制システムの基本方針	
□内部統制の組織体制を示す図		
【資料 6-1-6】	内部統制の組織体制を示す図	

## 帝京科学大学

<input type="checkbox"/> 内部統制に関する規則		
【資料 6-1-7】	学校法人帝京科学大学内部監査規程	
【資料 6-1-8】	学校法人帝京科学大学監事監査規程	
【資料 6-1-9】	学校法人帝京科学大学公益通報に関する規程	
<input type="checkbox"/> ハラスメント防止に関する規則		
【資料 6-1-10】	帝京科学大学ハラスメントの防止に関する規則	
<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する規則		
【資料 6-1-11】	学校法人帝京科学大学個人情報保護規則	
【資料 6-1-12】	学校法人帝京科学大学特定個人情報の適切な取扱いに関する基本方針	
【資料 6-1-13】	帝京科学大学個人情報保護規程	
【資料 6-1-14】	帝京科学大学特定個人情報取扱規程	
<input type="checkbox"/> 危機管理に関する方針・規則		
【資料 6-1-15】	学校法人帝京科学大学リスク管理規程	
【資料 6-1-16】	学校法人帝京科学大学内部統制システムの基本方針	
<input type="checkbox"/> 危機管理に関するマニュアル		
【資料 6-1-17】	帝京科学大学危機管理基本マニュアル	
<input type="checkbox"/> 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-1-a】	日本私立大学協会 私立大学ガバナンスコード（第 2.0 版）	
【資料 6-1-b】	帝京科学大学環境マネジメントシステム環境安全委員会規程	
【資料 6-1-c】	帝京科学大学環境マネジメントシステム内部監査委員会規程	
6-2. 理事会の機能		
<input type="checkbox"/> 法人の意思決定に関する組織図		
【資料 6-2-1】	学校法人帝京科学大学の意思決定に関する組織図	
<input type="checkbox"/> 予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【資料 6-2-2】	令和 7 年 3 月 21 日議事録（予算承認）	
【資料 6-2-3】	令和 7 年 5 月 26 日議事録（決算承認）	
<input type="checkbox"/> 理事を選任した際の会議体の規則		
【資料 6-2-4】	学校法人帝京科学大学理事選任機関運営規程	
<input type="checkbox"/> 理事を選任した際の会議体の議事録		
【資料 6-2-5】	令和 7 年 5 月 26 日理事選任機関選考会議議事録	
<input type="checkbox"/> 中期的な計画を承認・見直した際の理事会の議事録		
【資料 6-2-6】	令和 4 年 3 月 25 日議事録（承認）	
【資料 6-2-7】	令和 6 年 1 月 18 日議事録（見直し）	
<input type="checkbox"/> 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【資料 6-2-8】	令和 7 年 6 月 6 日理事会議事録	
【資料 6-2-9】	令和 7 年 9 月 19 日理事会議事録	
<input type="checkbox"/> 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-2-a】	学校法人帝京科学大学公益通報に関する規程	
【資料 6-2-b】	帝京科学大学ハラスメントの防止等に関する規則	
【資料 6-2-c】	学校法人帝京科学大学個人情報保護規則	
【資料 6-2-d】	帝京科学大学ホームページ「教育情報の公表」	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
<input type="checkbox"/> 評議員を選任した際の会議体の議事録		
【資料 6-3-1】	令和 7 年 6 月 6 日開催 理事会・評議員会議事録	
<input type="checkbox"/> 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		

帝京科学大学

<b>【資料 6-3-2】</b>	令和 7 年 6 月 6 日開催 定時評議員会議事録	
<input type="checkbox"/> 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
<b>【資料 6-3-3】</b>	令和 7 年 3 月 21 日議事録（予算）	
<b>【資料 6-3-4】</b>	令和 7 年 5 月 26 日議事録（決算）	
<input type="checkbox"/> 監事監査に関する規則		
<b>【資料 6-3-5】</b>	学校法人帝京科学大学監事監査規程	
<input type="checkbox"/> 監事監査計画書		
<b>【資料 6-3-6】</b>	令和 7 年度監事監査計画書	
6-4. 財務基盤と収支		
<input type="checkbox"/> 予算編成方針		
<b>【資料 6-4-1】</b>	学校法人帝京科学大学経理規程（第 7 章予算会計）	
<input type="checkbox"/> 財務計画書		
<b>【資料 6-4-2】</b>	学校法人帝京科学大学中期財務計画（令和 2 年度～令和 8 年度）	
<input type="checkbox"/> 外部資金導入の実績		
<b>【資料 6-4-3】</b>	私立大学経常費補助金推移表（令和 3 年度から令和 7 年度）	
<input type="checkbox"/> 資産運用に関する規則		
<b>【資料 6-4-4】</b>	学校法人帝京科学大学資産運用規程	
6-5. 会計		
<input type="checkbox"/> 経理に関する規則		
<b>【資料 6-5-1】</b>	学校法人帝京科学大学経理規程	
<input type="checkbox"/> 会計監査人の選任に関する規則		
<b>【資料 6-5-2】</b>	学校法人帝京科学大学寄附行為	<b>【資料 F-01】</b> と同じ
<input type="checkbox"/> 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
<b>【資料 6-5-3】</b>	独立監査人の監査報告	
<input type="checkbox"/> 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
<b>【資料 6-5-a】</b>	帝京科学大学内部監査規程	